

第3期

群馬県社会福祉協議会 活動推進計画 中間見直し

2021年度・2022年度



はじめに

群馬県社会福祉協議会においては、2040年を見据え、2021年度から5年間の取組の方向性や目標を示す「第3期群馬県社会福祉協議会活動推進計画」を策定し、活動を展開して参りました。

しかし、中間評価の対象である2022年度までの2年間においては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、新たな生活様式を踏まえた活動が求められるなど、従来の地域福祉活動が様々な制約を余儀なくされたことから、進捗が困難な目標もありましたが、創意工夫を重ねながら事業展開を図るなど、withコロナ時代を見据えた地域福祉の推進に努めて参りました。

また、2年目において、すでに達成した目標、及び達成しつつある目標については、より一層の進捗を図るため、目標値の見直しを行いました。

さらに、長期化したコロナ禍により、孤独・孤立の問題が深刻化していることから、国においては、2023年5月に「孤独・孤立対策推進法」が成立し、2024年4月に施行されますが、様々な地域課題の背景には孤独・孤立が存在し、人生のあらゆる場面において、誰にでも生じ得るものですが、その原因や背景は多岐にわたっており、社会全体で対応していかなければならない問題です。

法の趣旨は、現在、各地域で構築が進められている地域共生社会の理念と一致するものであり、行政や様々な関係者が情報交換を行う「官民連携プラットフォーム」の設置が求められるなど、本会がその中心的な役割を果たしていかなければならない取組と認識しております。

今後とも、皆様との連携をより一層強化して、「誰一人取り残さない地域共生社会」の実現を目指して、職員一丸となって取組を進めてまいりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、中間見直しにあたり、熱心にご審議いただきました策定委員会の委員の皆様にご心より感謝を申し上げます。

2024年3月

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会
会 長 川 原 武 男

目 次

第1章	計画の概要	1
第1節	計画の趣旨	
第2節	計画の基本的な考え方	
第3節	基本理念	
第4節	基本目標・推進項目	
第5節	活動推進計画の構成	
第6節	群馬県社会福祉協議会の役割	
第7節	本計画のSDGsへの対応	
第8節	本計画の推進体系	
第2章	計画の中間評価検証と見直し	9
第1節	事業概要について(2021年度・2022年度)	
第2節	中間評価検証と見直しの概要	
第3節	中間評価検証方法	
第4節	中間評価検証	
	(1) 全体の中間評価検証	
	(2) 基本目標の中間評価検証	
	(3) 推進項目の中間評価検証(実施状況・課題・今後の対応)	
第3章	達成状況及び見直し	41
第1節	2022年度の実績	
第2節	(新) 目標値一覧	
参考資料		65

第 1 章

計画の概要

第 1 節
計画の趣旨

第 2 節
計画の基本的な考え方

第 3 節
基本理念

第 4 節
基本目標・推進項目

第 5 節
活動推進計画の構成

第 6 節
群馬県社会福祉協議会の役割

第 7 節
本計画のSDGsへの対応

第 8 節
本計画の推進体系

第1章 計画の概要

第1節 計画の趣旨

「第3期群馬県社会福祉協議会活動推進計画」は、地域福祉の推進のため、市町村の社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という）や民生委員・児童委員をはじめ、関係機関、関係団体等と連携・協働して2040年の目指す姿を展望し、2021年度から2025年度の5年間に群馬県社会福祉協議会（以下、「県社協」という）が目指す方向性や目標を示すものとして策定したものです。

本計画では、基本理念である「誰もが心豊かに暮らせる地域共生社会の実現」を目指し、4つの基本目標、9つの推進項目を掲げ、それぞれに具体的なアクションを設定するとともに、85項目の目標値を設定し、事業を展開して参りました。

第2節 計画の基本的な考え方



第3節 基本理念

県社協が置かれている現状と、2040年までの今後20年間の本県の社会福祉を取り巻く環境の変化を見通した上で、2021年度から2025年度までの5か年間に実施していく事業の指針とするため、基本理念を次のとおり定めました。

誰もが心豊かに暮らせる地域共生社会の実現

第4節 基本目標・推進項目

基本理念を踏まえ、目指すべき4つの基本目標を定めました。

また、基本目標を達成するため、9つの推進項目を定め、具体的なアクションを進めていきます。

基本目標Ⅰ 包括的な支援体制の構築

地域共生社会の構築に向けて、市町村社協をはじめ、関係機関・団体等との連携により包括的な支援体制の構築を推進します。

- ◆推進項目1 地域における総合的な支え合い活動の創出
- ◆推進項目2 市町村における総合的な相談支援体制の強化

基本目標Ⅱ 福祉人材の確保・育成・定着

福祉の仕事のイメージアップを図るとともに、多様な担い手の確保や育成のための研修機能の強化、定着のための働く環境の整備に努めます。

- ◆推進項目1 福祉人材の確保に向けた取組の強化
- ◆推進項目2 福祉人材の育成・定着に向けた取組の強化

基本目標Ⅲ 災害福祉支援体制の強化

総合的な災害福祉支援体制の整備や災害ボランティア活動等の支援を、平時から推進します。

- ◆推進項目1 災害に備えた体制の整備
- ◆推進項目2 災害ボランティア活動への支援
- ◆推進項目3 新型コロナウイルス等の感染症に対応した体制の整備

基本目標Ⅳ 県社協の組織基盤の強化

地域共生社会の構築に向けて、その中核的な役割を担えるよう、組織や経営基盤の強化に向けた取組に努めます。

- ◆推進項目1 組織体制の強化
- ◆推進項目2 経営基盤の強化

第5節 活動推進計画の構成

第3期 群馬県社会福祉協議会 活動推進計画の構成

基本目標Ⅰ 包括的な支援体制の構築

推進項目1 地域における総合的な支え合い活動の創出

(1) 市町村圏域における包括的支援体制の構築



(2) ボランティア・市民活動と福祉教育の推進



推進項目2 市町村における総合的な相談支援体制の強化

(1) 権利擁護体制の構築



(2) 生活困窮者等への支援



(3) 社会福祉法人等の連携強化



基本目標Ⅱ 福祉人材の確保・育成・定着

推進項目1 福祉人材の確保に向けた取組の強化

(1) 福祉人材の確保に向けた取組の推進



推進項目2 福祉人材の育成・定着に向けた取組の強化

(1) 福祉人材の育成・定着に向けた取組の推進



基本目標Ⅲ 災害福祉支援体制の強化

推進項目1 災害に備えた体制の整備

(1) 災害福祉支援ネットワークの機能強化



(2) 災害派遣福祉チーム(ぐんま DWAT)の機能強化



推進項目2 災害ボランティア活動への支援

(1) 多様な災害ボランティア関係団体との連携



(2) 災害ボランティアセンターの運営支援



推進項目3 新型コロナウイルス等の感染症に対応した体制の整備

(1) 感染症発生時の社会福祉施設への支援



(2) 感染症予防に向けた取組の強化



基本目標Ⅳ 県社協の組織基盤の強化

推進項目1 組織体制の強化

(1) 人材育成の強化



(2) 働き方改革の推進



(3) 情報発信の強化



推進項目2 経営基盤の強化

(1) 財政基盤の強化と既存事業の見直し



(2) ガバナンスの強化



(3) 関係団体との連携強化



第6節 群馬県社会福祉協議会の役割

県社協は、1951年3月に発足し、1955年3月に社会福祉法人として設立されました。

社会福祉法に規定される非営利の民間団体として、県民や関係機関・団体等と連携を図りながら、地域のニーズに対応した各種事業や取組を展開し、地域福祉を推進しています。

今後、2040年に向けて地域共生社会を実現していくために、次の機能を強化していくことが求められています。

地域共生社会を実現するために県社協が担うべき機能

● 県域・広域的な機能

市町村域単位では容易に取り組めない困難性のある事業、又は地域間格差を解消していくような取組等へ支援していく機能

● 専門的な機能

将来を見据えた、又は時代の要請に応えていくための取組や、単独の事業体では完結できないような専門的課題の解決に向けて支援していく機能

● 連携・協働機能

市町村社協をはじめ、様々な団体や機関、行政、ボランティア、住民等とネットワークを構築し、協働して包括的な支援を展開していく機能

● 政策提言機能

社会福祉の諸課題について調査・研究を行うとともに、行政等に対して政策提言を行っていく機能

● 情報提供機能

国の動きや、全国各地の先駆的な取組、新たな課題への対応事例、そのノウハウ等を収集し提供していく機能

第7節 本計画のSDGsへの対応

2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」では、持続可能な世界を実現するため、17のゴールと169のターゲットが示されています。

SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現は、「地域共生社会」を実現していくことと多くの共通目標を有するものであり、本計画は、SDGsの達成に資する取組として推進していきます。



第8節 本計画の推進体系

第3期群馬県社会福祉協議会活動推進計画体系図(2021～2025年度)

策定方針

いきいきと活躍し続けられる2040年を見据えつつ
2021年度からの5年間の目標と事業展開を示す

基本理念	基本目標	推進項目	具体的なアクション
誰もが心豊かに暮らせる地域共生社会の実現	Ⅰ 包括的な支援体制の構築	1 地域における総合的な支え合い活動の創出	(1) 市町村圏域における包括的支援体制の構築 (2) ボランティア・市民活動と福祉教育の推進
		2 市町村における総合的な相談支援体制の強化	(1) 権利擁護体制の構築 (2) 生活困窮者等への支援 (3) 社会福祉法人等の連携強化
	Ⅱ 福祉人材の確保・育成・定着	1 福祉人材の確保に向けた取組の強化	(1) 福祉人材の確保に向けた取組の推進
		2 福祉人材の育成・定着に向けた取組の強化	(1) 福祉人材の育成・定着に向けた取組の推進
	Ⅲ 災害福祉支援体制の強化	1 災害に備えた体制の整備	(1) 災害福祉支援ネットワークの機能強化 (2) 災害派遣福祉チーム(ぐんま DWAT)の機能強化
		2 災害ボランティア活動への支援	(1) 多様な災害ボランティア関係団体との連携 (2) 災害ボランティアセンターの運営支援
		3 新型コロナウイルス等の感染症に対応した体制の整備	(1) 感染症発生時の社会福祉施設への支援 (2) 感染症予防に向けた取組の強化
	Ⅳ 県社協の組織基盤の強化	1 組織体制の強化	(1) 人材育成の強化 (2) 働き方改革の推進 (3) 情報発信の強化
		2 経営基盤の強化	(1) 財政基盤の強化と既存事業の見直し (2) ガバナンスの強化 (3) 関係団体との連携強化

第2章

計画の中間評価検証と 見直し

第1節

事業概要について
(2021年度・2022年度)

第2節

中間評価検証と見直しの概要

第3節

中間評価検証方法

第4節

中間評価検証

- (1) 全体の中間評価検証
- (2) 基本目標の中間評価検証
- (3) 推進項目の中間評価検証
(実施状況・課題・今後の対応)

第2章

計画の中間評価検証と見直し

第1節 事業概要について(2021年度・2022年度)

第3期群馬県社会福祉協議会活動推進計画に基づく4つの基本目標に沿って、SDGsの視点を踏まえながら「誰もが心豊かに暮らせる地域共生社会の実現」に向けて、各種事業を展開しました。

特に、各市町村圏域において地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制を構築していくため、2022年度の組織改正により新たに「地域福祉局」を設置し、市町村社協や社会福祉法人・施設、福祉関係団体等の取組を支援するとともに、頻発する大規模自然災害に迅速かつ的確に対応していくため、組織横断的な「災害福祉支援センター」を新設し、平時から災害発生時、復旧期の支援活動、生活復興期の見守り支援活動を切れ目なく展開できる体制を整備しました。

また、喫緊の課題となっている福祉人材の確保・育成・定着を進めるため、「福祉人材センター」の機能強化等に重点的に取り組みました。

さらに、withコロナやデジタル化等、新たな時代の要請に応えていくための取組にも努めました。

第2節 中間評価検証と見直しの概要

2023年度は、第3期群馬県社会福祉協議会活動推進計画（2021年度から2025年度）の中間年にあたり、計画目標に対する取組について中間評価検証を実施するとともに、策定委員会において見直しを行うこととしています。

本計画の適正な進捗を図り、実効性のあるものとしていくために、今回、第3期群馬県社会福祉協議会活動推進計画の2年間（2021年度・2022年度）の取組進捗状況、社会情勢の変化等を勘定し、計画目標項目や目標値の見直しを実施します。

第3節 中間評価検証方法

①2022年度の数値で評価

2022年度目標値は2025年度目標値の4割の数値とする。

※目標値に内訳がある場合は、内訳の合計数値で評価する。

②4段階による評価

評価	内容
A：達成	数値が目標値を達成した。
B：前進	目標値を達成していないが、策定時より数値が前進した。 (2025年度目標値の4割以上前進)
C：横ばい	策定時と数値がほぼ横ばい。 (2025年度目標値の4割未満前進)
D：後退	策定時より数値が後退した。

③評価ごとの対応

評価	対応
A：達成	新たな数値目標の設定
B：前進	引き続き努力 (2025年度目標値の8割以上前進の項目については、 新たな数値目標を設定)
C：横ばい	引き続き努力
D：後退	今後の取組方法を検討

第4節 中間評価検証

本計画の適正な進捗を図り、実効性のあるものとしていくために、中間年である2023年度に評価・検討を行い、計画の後期に反映させるべく新たな目標設定を行うものです。

計画前期にあたる2022年度までにおける各評価対象項目の目標値の達成状況及び中間評価検証状況は次のとおりです。

(1) 全体の中間評価検証

計画2年目の2022年度は、評価対象85項目のうち、目標値の達成（A：達成）及び計画どおりに前進した（B：前進）項目は51項目となりました。

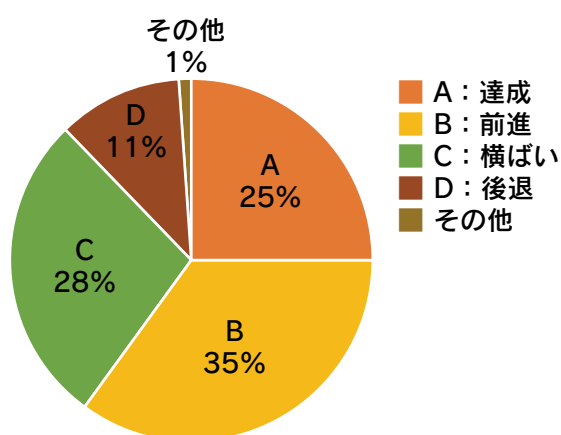
進捗状況として、全項目の半数以上に当たる60%が目標達成及び計画どおりに前進していることとなります。

基本目標ごとで見ると、Ⅰ及びⅡは横ばい傾向となっており、Ⅲ及びⅣは前進傾向となっています。

2022年度目標値達成状況

基本目標	評価対象 項目数	A：達成	B：前進 (4割以上)	C：横ばい (4割未満)	D：後退	その他
I 包括的な 支援体制の構築	17	4 (23.5%)	3 (17.7%)	6 (35.3%)	4 (23.5%)	—
II 福祉人材の 確保・育成・定着	16	1 (6.2%)	3 (18.8%)	9 (56.2%)	3 (18.8%)	—
III 災害福祉支援体制の 強化	26	4 (15.4%)	18 (69.2%)	4 (15.4%)	0 (0.0%)	—
IV 県社協の 組織基盤の強化	26	12 (46.2%)	6 (23.1%)	5 (19.2%)	2 (7.7%)	1 (3.8%)
合 計	85	21 (24.7%)	30 (35.3%)	24 (28.2%)	9 (10.6%)	1 (1.2%)

「A：達成」及び「B：前進（4割以上）」 51（60%）



【総括】 目標達成に向けてより一層の努力を重ねていく

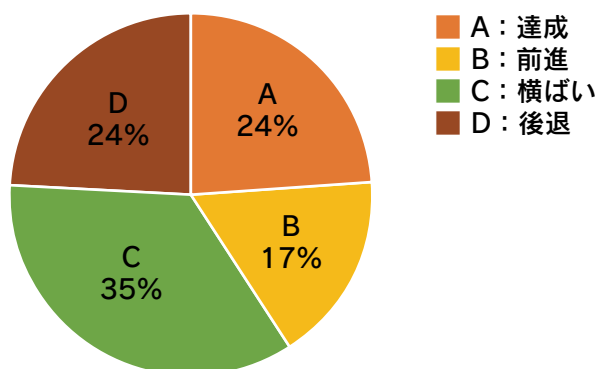
- ・全体の進捗状況は、「A：達成」及び「B：前進」の割合が60%
- ・一方、「C：横ばい」及び「D：後退」の割合は39%
- ・コロナ禍により、進捗が困難な目標があったが、今後は目標達成に向けて更なる取組を進めていく。

(2) 基本目標の中間評価検証

●基本目標Ⅰ 包括的な支援体制の構築

地域共生社会の構築に向けて、市町村社協をはじめ、関係機関・団体等との連携により包括的な支援体制の構築を推進します。

- ◆推進項目1 地域における総合的な支え合い活動の創出（4項目）
- ◆推進項目2 市町村における総合的な相談支援体制の強化（13項目）

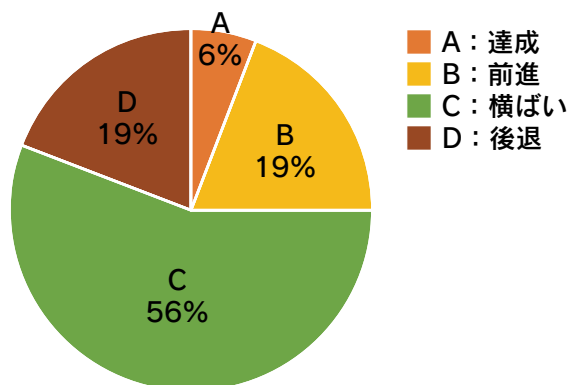


評価	項目数	項目内容
A：達 成	4	「企業活動と市町村社協の進める地域福祉活動との協働」、「日常生活自立支援事業実施社協数」、「支援プラン策定件数」、「ひきこもり家族等を対象にした集いの場の実施」
B：前 進	3	「地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定」、「法人後見事業実施社協数」、「就労開始件数」
C：横ばい	6	「重層的支援体制整備事業の取組への市町村社協の参画」、「社会福祉法人等連絡会の設置（B 層）」、「なんでも福祉相談員数（C 層）」、「第三者評価事業評価機関数」、「第三者評価事業年間受審施設数」、「第三者評価事業受審施設累計数」
D：後 退	4	「住民による社会参加の場（ふれあい・いきいきサロン等）」、「総合支援資金貸付件数」、「現況報告書の「地域における公益的な取組」記載率（A 層）」、「群馬県ふくし総合相談支援事業加入法人（C 層）」

●基本目標Ⅱ 福祉人材の確保・育成・定着

福祉の仕事のイメージアップを図るとともに、多様な担い手の確保や育成のための研修機能の強化、定着のための働く環境の整備に努めます。

- ◆推進項目1 福祉人材の確保に向けた取組の強化（14項目）
- ◆推進項目2 福祉人材の育成・定着に向けた取組の強化（2項目）

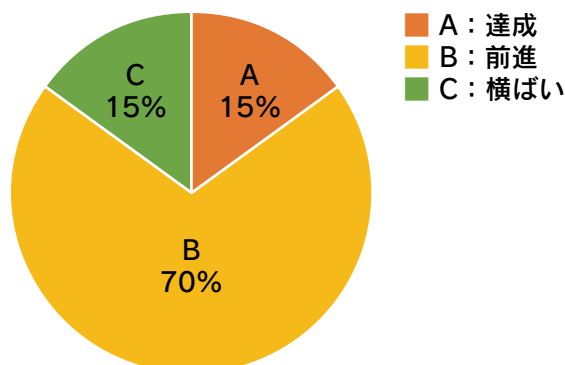


評価	項目数	項目内容
A：達 成	1	「LINE 登録者数」
B：前 進	3	「求職相談数」、「介護福祉士登録数」、「福祉従事者向け研修参加者数」
C：横ばい	9	「就職者数」、「保育士登録数」、「福祉の仕事相談会参加者数」、「介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業」、「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」、「介護分野就職支援金貸付事業」、「障害福祉分野就職支援金貸付事業」、「保育士修学資金貸付事業」、「ソウェルクラブ加入法人数」
D：後 退	3	「新規求職者数」、「介護福祉士修学資金貸付事業」、「潜在保育士就職準備金貸付事業」

●基本目標Ⅲ 災害福祉支援体制の強化

総合的な災害支援体制の整備や災害ボランティア活動等の支援を、平時から推進します。

- ◆推進項目1 災害に備えた体制の整備（11項目）
- ◆推進項目2 災害ボランティア活動への支援（8項目）
- ◆推進項目3 新型コロナウイルス等の感染症に対応した体制の整備（7項目）



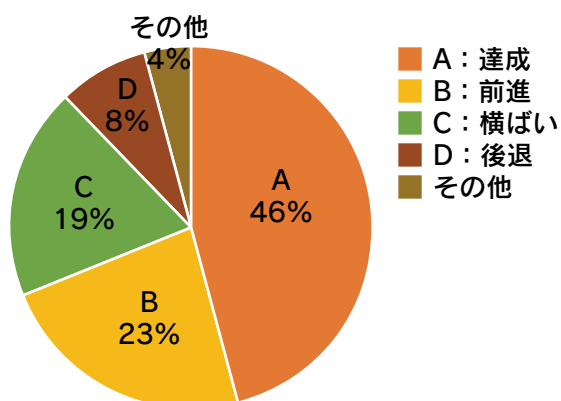
評価	項目数	項目内容
A : 達成	4	「ぐんま DWAT 登録者数の確保・維持、質の向上」、「災害支援に関する会議、研修会の参加団体数の増加（多様な関係機関・団体とのネットワークづくり）」、「市町村行政と市町村社協の協定の締結」「青年会議所と市町村社協の協定の締結」
B : 前進	18	「災害時の相互応援に関する基本協定」に基づく図上訓練の継続実施」、「モデル BCP 策定検討会の継続実施」、「BCP 策定アドバイザーの派遣事業にかかるアドバイザー養成」、「モデル福祉避難所立ち上げ訓練の計画・実施」、「市町村を対象とした福祉避難所運営訓練や研修の実施」、「保健所圏域単位での保健・医療分野との合同訓練や研修の実施」、「災害福祉コーディネーター（仮称）の育成」、「社協の災害ボランティアセンターと連携した訓練の実施」、「ぐんま DWAT の専門性向上のための分野別研究会や訓練の実施」、「市町村を対象とした避難所運営訓練や研修の実施」、「ぐんま DWAT や福祉専門職等との連携した合同訓練の実施」、「地域における避難行動要支援者見守り推進事業の推進」、「感染症対策モデル BCP 策定支援」、「応援職員の専門性向上のための研修会の実施」、「応援派遣を想定した図上訓練の実施」、「コロナ禍での避難所運営研修の実施」、「コロナ禍での災害ボランティアセンターの設置・運営研修（市町村災害ボランティアセンター設置・運営訓練）」、「ICT(SNS やオンライン)を活用した情報共有会議の実施」
C : 横ばい	4	「市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援（市町村災害ボランティアセンター設置・運営訓練実施か所）」、「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成支援」、「市町村社協 BCP 策定支援」、「応援職員の追加募集によるマンパワーの確保」

●基本目標Ⅳ 県社協の組織基盤の強化

地域共生社会の構築に向けて、その中核的な役割を担えるよう、組織や経営基盤の強化に向けた取組に努めます。

◆推進項目1 組織体制の強化（11項目）

◆推進項目2 経営基盤の強化（15項目）



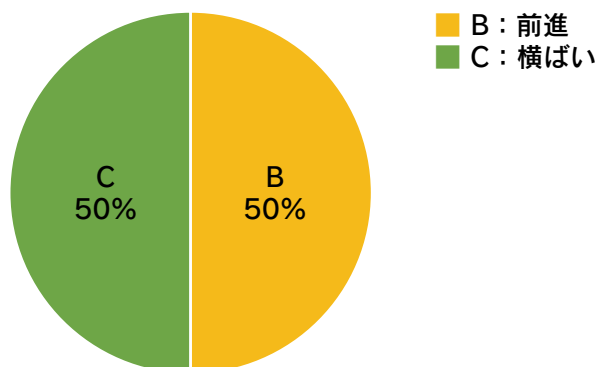
評価	項目数	項目内容
A：達 成	12	「人事評価制度の導入」、「男性職員の育児休業等取得率」、「ホームページの年間閲覧数」、「封筒広告」、「会計専門家による外部検査の継続実施」、「市町村社協部会」、「民生委員児童委員部会」、「経営者部会」、「障害福祉部会」、「子ども福祉部会」、「更生保護部会」、「部会を横断した連携や協議」
B：前 進	6	「自己啓発助成制度の活用」、「衛生委員会等の機能充実」、「職員の年間平均有給休暇の取得数」、「会員数」、「特別賛助会員数」、「バナー広告」
C：横ばい	5	「職員一人あたりのテレワーク目標日数」、「多様な広報媒体の活用」、「全社協経理研修」、「高齢福祉部会」、「ボランティア・市民活動部会」
D：後 退	2	「社会福祉士資格取得割合」、「職員一人あたりの年間平均時間外勤務時間数」
その他	1	「男性職員の産休 5 日以上の取得」 ※ 2022 年度対象職員がいないため

(3) 推進項目の中間評価検証（実施状況・課題・今後の対応）

●基本目標Ⅰ 包括的な支援体制の構築

◆推進項目1 地域における総合的な支え合い活動の創出（4項目）

（1）市町村圏域における包括的支援体制の構築（2項目）



評価	項目数	項目内容
B：前 進	1	「地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定」
C：横ばい	1	「重層的支援体制整備事業の取組への市町村社協の参画」

<実施状況>

- 「地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定」については、未策定町村に対する個別アプローチを行い、南牧村が策定となりました。
- 「重層的支援体制整備事業の取組への市町村社協の参画」については、2023年度は本事業を6市町村が実施しており、うち市町村社協の受託は3か所となっていますが、2022年度には市町村行政・社協対象の研修を2回行い、具体的な体制構築の方法や、庁内・関係機関との連携方法、重層的支援体制整備事業に取り組む意義等について理解の向上を図りました。

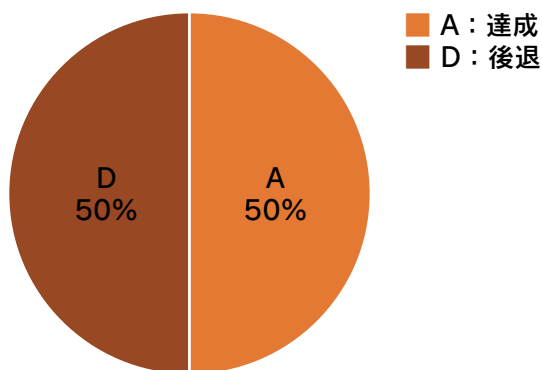
<課題>

- ◆ 「地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定」については、2023年度当初時点の未策定は、上野村（策定中）と、神流町（未策定）の2町村となっています。また、未策定町村への支援とともに、更新の際の支援も重要となります。
- ◆ 「重層的支援体制整備事業の取組への市町村社協の参画」については、2023年度は新たに4市町村が移行準備事業に取り組む予定ですが、新規事業部分の受託が明確なのは桐生市社協のみで、個々の市町村に具体的な提案・働きかけをするには至りませんでした。
 なお、市町村の重層事業の実施の有無に関わらず、既に既存事業の受託等により、包括的支援体制の一翼を担っている市町村社協も多いという現状があり、何をもって目標の『市町村社協の参画』とするのか検討を要します。

＜今後の対応＞

- 「地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定」については、未策定の町村への働きかけを行うとともに、計画の更新についても研修や支援等を行っていきます。
 - 以下①～④の理由により、「重層的支援体制整備事業の取組への市町村社協の参画」という項目を見直し、新たに市町村社協における自己評価基準を設け、「包括的な支援体制の構築における市町村社協の取組」という項目及び目標とします。
- ① 重層的支援体制整備事業における、既存事業には市町村社協は参画しているケースもある中で、「参加支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働」の受託を『市町村社協の参画』として目標値にすることが果たして妥当なのか。
 - ② 県や市町村社協との連携体制を強化し、重層的支援体制整備事業に消極的な市町村に対しての事業実施の働きかけを行う必要性はあるが、そもそも市町村行政が主体となる事業であり、そこに市町村社協の参画数を数値目標とすることには無理があるのではないか。
 - ③ 重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の構築のための手段であり、県も「包括的な支援体制の構築市町村数」が目標となっており、重層的支援体制整備事業によらない包括的支援体制の構築も可能である。
 - ④ あくまでも、重層的支援体制整備事業に取り組むことが目的ではなく、包括的支援体制の構築において、改めて市町村社協の機能や役割を存分に発揮することが重要である。

(2) ボランティア・市民活動と福祉教育の推進（2項目）



＜実施状況＞

- 「企業活動と市町村社協の進める地域福祉活動との協働」については、情報交換会の開催や個々の聞き取りを行うことの中から、双方でつながりや協働等を希望していることが認識することができ、マッチングの強化を図ること等を目的に、新たに「企業等 SDGs 活動支援センター」を開設することとなりました。
- 「住民による社会参加の場（ふれあい・いきいきサロン等）」については、2022 年度は

コロナ禍により、研修会は1ブロックのみで実施し、他ブロックには動画 DVD の配付により対応しました。

<課題>

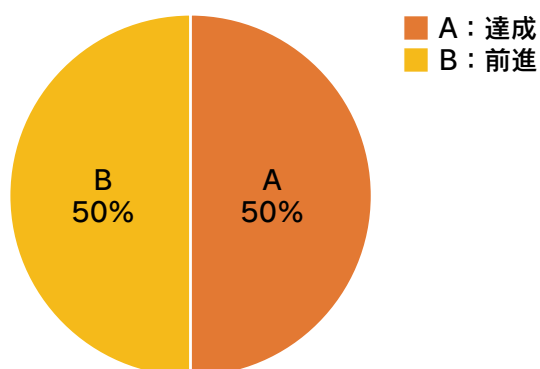
- ◆ 「企業活動と市町村社協の進める地域福祉活動との協働」については、現状の目標値は、市町村社協が独自で行っている連携・協働の数であるため、県社協の目標値としてはそぐわないものとなっています。
- ◆ 「住民による社会参加の場（ふれあい・いきいきサロン等）」については、コロナ禍におけるサロン活動の休止や担い手の高齢化等によるサロン閉鎖により、県内のサロン数は減少傾向となっています。

<今後の対応>

- 「企業活動と市町村社協の進める地域福祉活動との協働」については、県域での企業との連携・協働や各市町村社協と企業のマッチング、SDGs に関連したネットワーク構築、情報提供及び情報発信等を取組として掲げる「企業 SDGs 活動支援センター」を通じて、福祉と企業の連携・協働関係を構築していくことを踏まえ、新たな項目として、「企業等 SDGs 活動支援センターへの企業等登録件数」を設定します。
- 「住民による社会参加の場（ふれあい・いきいきサロン等）」については、2023 度以降、県内のサロン活動の拡充や新たな担い手の開拓のため、さらなる若年層や企業、民生委員・児童委員等への普及啓発活動行うとともにサロン研修の活性化を図ります。

◆推進項目2 市町村における総合的な相談支援体制の強化（13項目）

（1）権利擁護体制の構築（2項目）



評価	項目数	項目内容
A：達 成	1	「日常生活自立支援事業実施社協数」
B：前 進	1	「法人後見事業実施社協数」

<実施状況>

- 「日常生活自立支援事業実施社協数」については、2022 年度に 35 市町村社協が実施社協となりました。
- 「法人後見事業実施社協数」については、市町村社協の法人後見実施に向けた取組に対し助成を行うとともに、研修会を実施し、法人後見に対する理解促進を図りました。

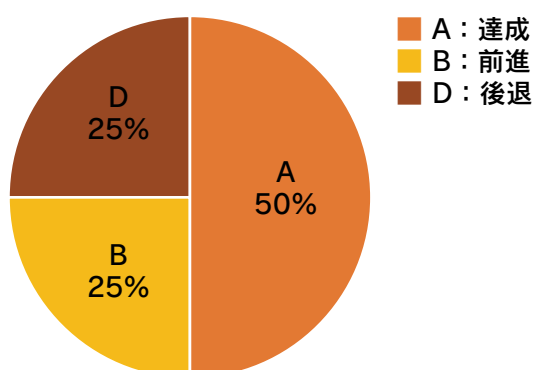
<課題>

- ◆ 「日常生活自立支援事業実施社協数」については、全市町村社協が実施社協となったことで、新たな実施社協では専門員の経験が浅いため、研修等の実施による支援の質の担保が求められるとともに、適切な事業実施により、不祥事を防止することが重要とされます。
- ◆ 「法人後見事業実施社協数」については、法人後見の実施に向け、市町村社協の職員に対し成年後見制度の理解促進を図ることが必要となります。

<今後の対応>

- 「日常生活自立支援事業実施社協数」については、今後も継続して専門員の資質向上を目的とした研修会を実施するとともに、ブロック別の情報交換会の実施により、専門員同士の横のつながりづくりに努め、支援の質の向上に取り組めます。
- また、不祥事の発生を防止するため、市町村社協への定期的な訪問による点検等の実施によるフォローアップを行います。
- 「法人後見事業実施社協数」については、法人後見専門員研修を行うとともに、法人後見の立ち上げに向けたバックアップを継続的に実施します。
- 市町村における中核機関設置の必要性を踏まえ、新たな項目として、「中核機関設置市町村数」を設定します。

(2) 生活困窮者等への支援（4 項目）



評価	項目数	項目内容
A : 達成	2	「支援プラン策定件数」、「ひきこもり家族等を対象にした集いの場の実施」
B : 前進	1	「就労開始件数」
D : 後退	1	「総合支援資金貸付件数」

<実施状況>

- 「支援プラン策定件数」については、生活福祉資金特例貸付や住居確保給付金の要件緩和により件数が増加し、計画策定時の目標値を上回る 96 件の実績でした。
また、福祉人材センターとの連携を強化し、就労開始件数増加に向けた取組を進めました。
- 「ひきこもり家族等を対象にした集いの場の実施」については、実施方法変更によって大幅に回数が増加したため、実施回数は計画策定時の目標値を大きく上回る 63 回でした。
- 「総合支援資金貸付件数」については、コロナ禍において生活福祉資金特例貸付で対応したため、5 件に留まりました。

<課題>

- ◆ 「支援プラン策定件数」については、支援プラン策定のため、アウトリーチを含めたケースの掘り起こしや関係機関に対する事業周知の拡大が必要となります。また、町村部においては求人数が少ないことや、年齢要件や業務内容等の就労条件に偏りがある状況が続いています。
- ◆ 「ひきこもり家族等を対象にした集いの場の実施」については、実施にあたり、市町村社協や関係機関等を通じ、周知を図る必要があります。
- ◆ 「総合支援資金貸付件数」については、貸付件数が少なく、市町村社協や自立相談支援機関等に積極的に周知を図る必要があります。

また、生活福祉資金特例貸付については、2020 年 3 月から 2022 年 9 月までの約 2 年半にわたり、貸付件数は約 6 万 3 千件余、貸付額は 226 億円超と未曾有の規模となり、コロナ禍において生活困窮に陥った人々の生活を一時的に支える役割を担ってきました。

2023 年 1 月から償還が開始されましたが、このうち、住民税非課税世帯等の要件により、10 月までに全体の約 28%が償還免除となるとともに、償還率は約 36%と低調となっている等、生活再建が厳しい状況となっています。

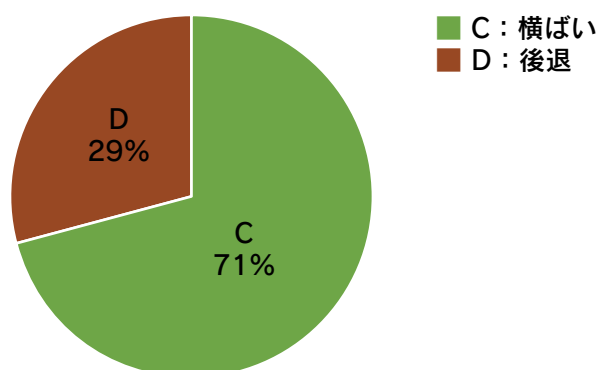
また、償還免除に至らないが償還困難な借受人に対し、2023 年 10 月までに償還猶予となったケースが 800 件弱あり、猶予期間中に市町村社協や自立相談支援機関と連携の上、借受人の生活再建に向けた自立支援及び適切な債権管理に努めてまいります。

<今後の対応>

- 「支援プラン策定件数」については、当初の目標を達成しているため、2022 年度の策定件数を基準とし、毎年度 1.2 を乗じた件数に目標値を見直します。
- 「ひきこもり家族等を対象にした集いの場の実施」については、定期的な居場所の提供を継続するとともに、他機関が実施する居場所の案内や立ち上げの支援を実施することで、県全体の居場所の増加に努めます。
また、県からの本事業委託の廃止に伴い、実施方法を変更したため、項目についても「ひきこもりオンラインサロンへの当事者および家族の参加者数」と見直し、県実施の「ひきこもりに関する実態調査」にて把握したひきこもり状態の方の人数をもとに目標値を設定します。
- 「就労開始件数」については、国が設定する KPI の目安値と同一とするため、件数から「就労支援プラン対象者のうち就労・増収者数の割合」へ見直します。

- 生活福祉資金特例貸付の借受人へのアウトリーチを含む状況確認に取り組むとともに、民生委員・児童委員との連携や相談会の実施等を通し、ケースの掘り起こしに取り組みます。また、就労については、ハローワークや福祉人材センター、就労準備支援事業との連携を継続し、支援強化を図ります。
- 生活福祉資金特例貸付終了後、失業や収入減少等による生活困窮者の自立を支援するため、総合支援資金の周知・理解促進及び自立相談支援機関等と連携の上、必要な人に必要な資金が速やかに届くよう迅速かつ適切な貸付を図ります。

(3) 社会福祉法人等の連携強化（7 項目）



評価	項目数	項目内容
C : 横ばい	5	「社会福祉法人等連絡会の設置（B 層）」、「なんでも福祉相談員数（C 層）」、「第三者評価事業評価機関数」、「第三者評価事業年間受審施設数」、「第三者評価事業受審施設累計数」
D : 後退	2	「現況報告書の「地域における公益的な取組」記載率（A 層）」、「群馬県ふくし総合相談支援事業加入法人（C 層）」

<実施状況>

- 「群馬県ふくし総合相談支援事業」については、効果的な運営を図るため、今後のあり方についての検討会を実施し、関係者からの意見を提言書にまとめました。この提言書に基づき、市町村における回覧板の活用等、広報啓発や研修事業を強化しました。
- 「第三者評価事業」についても、効果的な運営を図るため、今後のあり方についての検討会を実施し、関係者からの意見を提言書にまとめました。この提言書に基づき、2022年度より評価基準の全国版への移行とともに、「プレ評価」事業の実施等、新たな推進体制による事業を開始しました。

<課題>

- ◆ 「群馬県ふくし総合相談支援事業」については、コロナ禍において、相談件数、参画法人数ともに減少しています。
- ◆ 「第三者評価事業」については、プレ評価等の新たな推進体制についての関係者への周知が不十分であるとともに、評価機関数が少なく、また、それぞれの機関の実施体制が脆弱な状況となっており、受審数が増えていない状況にあります。
- 社会福祉法人の地域における公益的な取組に関しては、それぞれの法人の取組は進んで

おり、現況報告書への記載も増加しているものの、未だ未記載の法人もあり、2022年度の記載率は70.4%に留まっています。

<今後の対応>

- 「群馬県ふくし総合相談支援事業」については、広報啓発や研修事業をより一層推進するとともに、市町村における包括的な支援体制における本事業の役割や位置づけの更なる検討を行い、明確化していきます。
- 「第三者評価事業」については、新たな推進体制の広報啓発をより一層強化し、プレ評価の受審数を増やすとともに、評価機関に対しては評価機関数の増加や実施体制の強化等のバックアップを行い、県内の第三者評価事業の推進体制の強化を図り、受審数を増加させます。

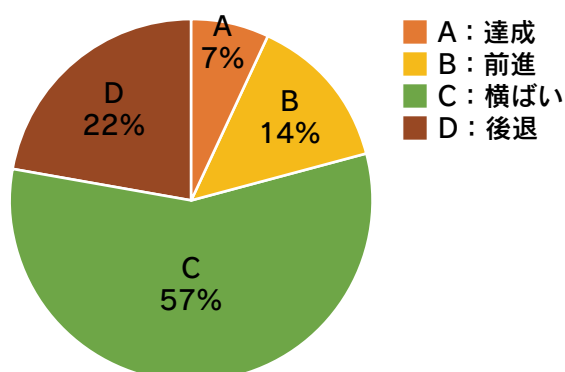
また、「第三者評価事業受審施設累計数」の項目については「評価機関数」と「年間受審施設数」の項目により算出できる数値であるため、削除することとし、新たな項目として、「『プレ評価』年間受審施設数」を設定します。

- 社会福祉法人の地域における公益的な取組については、それぞれの法人に対する認識を高めるための取組を強化するとともに、市町村社協との連携体制の構築を図ります。

●基本目標Ⅱ 福祉人材の確保・育成・定着

◆推進項目1 福祉人材の確保に向けた取組の強化（14項目）

（1）福祉人材の確保に向けた取組の推進（14項目）



評価	項目数	項目内容
A：達 成	1	「LINE 登録者数」
B：前 進	2	「求職相談数」、「介護福祉士登録数」
C：横ばい	8	「就職者数」、「保育士登録数」、「福祉の仕事相談会参加者数」、「介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業」、「離職した介護人材の再就職準備金貸付事業」、「介護分野就職支援金貸付事業」、「障害福祉分野就職支援金貸付事業」、「保育士修学資金貸付事業」
D：後 退	3	「新規求職者数」、「介護福祉士修学資金貸付事業」、「潜在保育士就職準備金貸付事業」

<実施状況>

- 「LINE 登録者数」、「求職相談数」、「福祉の仕事相談会参加者数」については、新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言等で、窓口業務や出張相談等の対面業務が制限される中、福祉人材確保に向けて、LINEをはじめとした SNS 等の様々な広報媒体を活用して、イベント及び修学資金等の事業概要を周知するとともに、各年代層に福祉の仕事についてのオンライン相談会や施設見学会を実施しました。
- 「保育士登録数」については、保育分野に特化した保育人材の確保・育成・定着のため、2021 年度より「保育士・保育園支援プロジェクト」を立ち上げ、保育分野に特化した関係団体・養成校との情報交換、ガイダンス・セミナー、保育士カフェを開催しました。
- 「就職者数」、「新規求職者数」については、新規参入促進・潜在福祉人材を発掘するため、2021 年度から「福祉の裾野を広げる体験事業」として、福祉職未経験者等を対象として短期間の雇用契約を締結し職場体験を実施しました。また、若年層を対象とした事業として、啓発活動のため高齢、障害、児童の各種別協議会との連携を図り、中学生向け福祉の仕事啓発動画撮影を行い、DVD を制作し、県内の全中学校に配付しました。

加えて、県社協（福祉人材センター）が運営する福祉人材無料職業紹介所の機能充実・強化として、2021 年度から新たに群馬労働局、前橋公共職業安定所、群馬県関係部局、各種別協議会等の関係機関の職員が参加した福祉人材確保に関する関係機関情報交換会を

開催しました。

- 就労支援のための各種貸付等については、従来からの「介護福祉士修学資金等貸付事業」や「保育士修学資金貸付事業」に加え、新たな福祉人材の担い手確保に向けた貸付事業として、2021年度から「福祉系高校修学資金貸付事業」、「介護分野就職支援金貸付事業」、「障害福祉分野就職支援金貸付事業」を開始し、全ての関係福祉施設・事業所、養成校等にチラシ等を郵送し周知を行いました。

<課題>

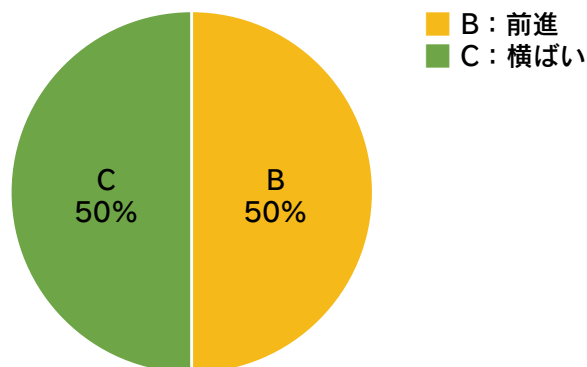
- ◆ 「就職者数」、「新規求職者数」については、福祉分野の有効求職者に占める学生の割合が全国の20%と比較して、本県は5%と著しく低く、学生に対する更なるアプローチが課題となっています。
また、福祉人材確保に関する関係機関情報交換会については、情報共有としての場だけでなく、具体的な人材確保の協議の場としていく必要があります。
- ◆ 「介護福祉士修学資金等貸付事業」については、2018年度より外国人留学生も対象として一定の割合で貸付を行っていましたが、新型コロナウイルスの影響で日本への入国が困難となり本事業を利用する外国人留学生が減少しています。

<今後の対応>

- 「LINE登録者数」については、当初の目標を達成しているため、320名から年間300名の増加の1,500名に目標値を見直します。
- 「就職者数」、「新規求職者数」については、本県の学生や若者の求職者の割合が全国平均と比較して低い状況については、介護福祉士養成校10校、社会福祉士（精神保健福祉士）養成校5校、保育士養成校12校の養成校との連携強化を図り、就職ガイダンス等で直接学生に求人や貸付事業等の情報提供を行い、福祉人材センターが行う就職支援等の事業内容を周知し、登録への働きかけを一層進めていきます。
また、ジョブカフェぐんま等の若者を対象にしている職業紹介所や養成校以外の大学とも連携を強化するとともに、Instagram等のSNSを通じ、若者や学生に対して福祉職場の魅力を発信する等、人材確保につながる働きかけを行います。
加えて、福祉人材確保に関する関係機関情報交換会の機能の充実については、オールぐんまによる総合的な人材確保を行っていくため、福祉人材確保に関する関係機関情報交換会の中に、ワーキンググループを立ち上げ、人材確保の具体的な取組を検討します。また、人材の確保・定着を図るため、福祉人材センターと民間の職業紹介所との連携を進めていきます。
- 「介護福祉士修学資金等貸付事業」については、外国人留学生対策として県内の日本語学校14校へ積極的に働き掛けて本事業のPRを行っていくとともに、各施設への制度周知を強化するために種別協議会や関係機関との連携を密にして貸付者の増加を図ります。
- 2023年度から保育人材の確保に向けた総合的な取組を進めるため、福祉人材無料職業紹介所内に「ぐんま保育士就職支援センター」を新たに設置したことに伴い、新たな項目として、「保育士就職数」を設定します。

◆推進項目2 福祉人材の育成・定着に向けた取組の強化（2項目）

（1）福祉人材の育成・定着に向けた取組の推進（2項目）



評価	項目数	項目内容
B：前 進	1	「福祉従事者向け研修参加者数」
C：横ばい	1	「ソウェルクラブ加入法人数」

<実施状況>

- 「福祉従事者向け研修参加者数」については、県社協が実施している研修体系において、キャリア形成に資する階層別研修に加え、「マネジメント力を高める研修」として、リーダー・管理者向けに「福祉施設におけるリスクマネジメント研修」、「組織マネジメント研修」、「人材育成担当者研修」、「広報研修」、理事・評議員・施設長向けに「福祉施設オペレーション DX ～現場の ICT・テクノロジーの導入～」を実施し、県内の福祉職員の資質向上を図りました。
- 2022 年度から保育士等の資質向上研修として、新たに「教育・保育のステップアップ研修」を 9 つ分野でそれぞれ 2 回取り組みました。
- コロナ禍以降、感染拡大防止及び参加者の利便性も考慮し、研修を効果的・効率的に実施するため、全ての研修において従来からの集合研修に加え、WEB 研修、動画配信等、柔軟に実施方法や内容を見直し、研修を実施しました。

<課題>

- ◆ 「福祉従事者向け研修」をはじめとした各種研修については、常に社会の状況の変化等を注視し、そのときの時代に即した研修となるような取組が必要となります。また、現体制の中で集合研修（WEB 研修を含め）を実施していく場合、会場や講師体制の状況から、受け入れられる参加人数には限界があります。

<今後の対応>

- 「福祉従事者向け研修参加者数」については、当初の目標値の 8 割以上前進しているため、1,140 名から 1,200 名に目標値を見直します。
- 「福祉従事者向け研修」をはじめとした各種研修内容については、受講生の声や講師の意見をもとに新たなプログラムを取り入れ、より効果的な研修となるよう改善を行ってい

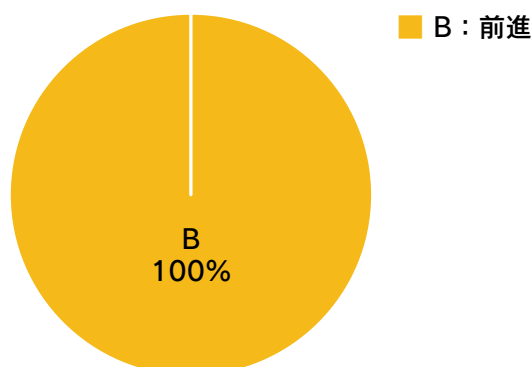
きます。

- コロナ禍においてWEB研修を取り入れたことにより増加している研修希望者の全員が参加できるように、研修効果や効率性を考慮しながら、WEB研修、動画視聴、大規模会場での集合研修を組み合わせで実施するとともに、講師を多数養成して県内の各ブロック等で行われる研修等に派遣します。

●基本目標Ⅲ 災害福祉支援体制の強化

◆推進項目1 災害に備えた体制の整備（11項目）

（1）災害福祉支援ネットワークの機能強化（5項目）



評価	項目数	項目内容
B: 前 進	5	「災害時の相互応援に関する基本協定」に基づく図上訓練の継続実施」、「モデル BCP 策定検討会の継続実施」、「BCP 策定アドバイザーの派遣事業にかかるアドバイザー養成」、「モデル福祉避難所立ち上げ訓練の計画・実施」、「市町村を対象とした福祉避難所運営訓練や研修の実施」

<実施状況>

- モデル BCP の策定や年 1 回の相互応援協定に基づく訓練を中心に、災害時の福祉サービスの継続や支援体制の基盤整備を図ることができ、福祉避難所の立ち上げ訓練の実施にもつながっています。

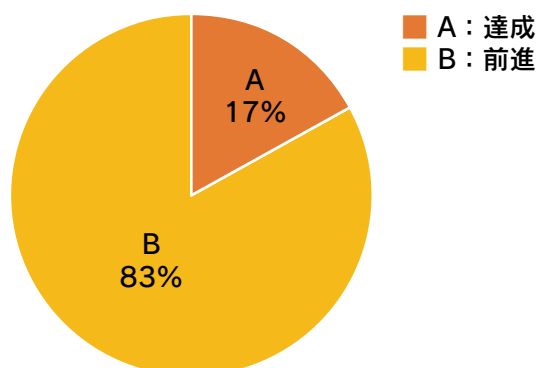
<課題>

- ◆ 訓練や研修等により、事業所に対する災害対策の必要性を伝えてきた一方で、種別ごとに災害に対する温度差、また、入所系と通所系施設との間での温度差があり、それを埋めていくための対応が必要となっています。

<今後の対応>

- BCP の策定支援や BCP に基づいた訓練の定着化等に向け、種別協議会と連携しながら、通所系サービスの早期再開の必要性について検討・協議を行うとともに、福祉防災分野での専門性の高い人材の育成を図ります。また、市町村や市町村社協、種別協議会と連携し、福祉避難所に関する研修や訓練を継続して開催し、災害福祉支援体制整備につなげていきます。

(2) 災害派遣福祉チーム（ぐんまDWAT）の機能強化（6項目）



評価	項目数	項目内容
A : 達成	1	「ぐんま DWAT 登録者数の確保・維持、質の向上」
B : 前進	5	「保健所圏域単位での保健・医療分野との合同訓練や研修の実施」、「災害福祉コーディネーター（仮称）の育成」、「社協の災害ボランティアセンターと連携した訓練の実施」、「ぐんま DWAT の専門性向上のための分野別研究会や訓練の実施」、「市町村を対象とした避難所運営訓練や研修の実施」

<実施状況>

- 「ぐんまDWAT登録者数の確保・維持、質の向上」については、保健所・保健福祉事務所との合同訓練や研修等を重ねる中で、市町村や市町村社協とぐんまDWATが連携する機会が増えたほか、高齢者、障害者、子ども・女性等の分野別研究会の開催により、意識の高いぐんまDWAT登録員を確保するとともに、登録人数も目標の250名（うち、女性102名）を達成しました。

<課題>

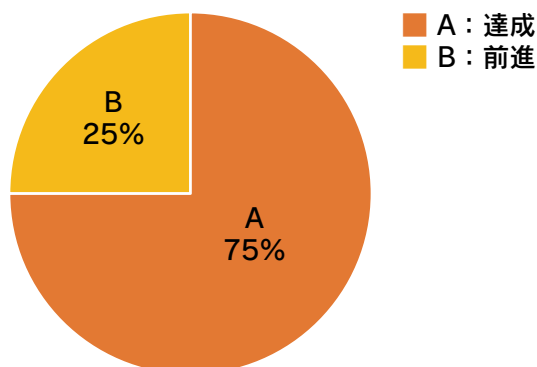
- ◆ 「ぐんまDWAT登録者数の確保・維持、質の向上」については、ぐんまDWAT登録人数の目標は達成したものの、保健所圏域ごとに登録人数に差があるため、平時からの保健医療と福祉の連携体制づくりや地域の支援力に不安があります。

<今後の対応>

- 「ぐんまDWAT登録者数の確保・維持、質の向上」については、災害時の保健医療と福祉の連携を一層進めていくために、保健所圏域ごとのぐんまDWAT登録員のバランスや実働率のアップを心がけるとともに、登録員の資質向上を図るため、保健所・保健福祉事務所、各種別協議会との連携を強化しながら地域の福祉支援体制の強化を図ります。また、当初の目標を達成しているため、250名から300名に目標値を見直します。
- 「ぐんまDWATの専門性向上のための分野別研究会や訓練の実施」については、当初の目標値の8割以上前進しているため、高齢者:10回+訓練1回、障害者:10回+訓練1回、子ども・女性:10回+訓練1回から高齢者:15回+訓練1回、障害者:15回+訓練1回、子ども・女性:15回+訓練1回に目標値を見直します。

◆推進項目2 災害ボランティア活動への支援（8項目）

（1）多様な災害ボランティア関係団体との連携（4項目）



評価	項目数	項目内容
A : 達成	3	「災害支援に関する会議、研修会の参加団体数の増加（多様な関係機関・団体とのネットワークづくり）」、「市町村行政と市町村社協の協定の締結」「青年会議所と市町村社協の協定の締結」
B : 前進	1	「ぐんま DWAT や福祉専門職等との連携した合同訓練の実施」

<実施状況>

- 「災害支援に関する会議、研修会の参加団体数の増加（多様な関係機関・団体とのネットワークづくり）」については、県社協として、多様な団体との連携を強化するために、毎年実施しているセミナーや研修会を通じて、参加団体同士のつながりを広げてきた結果、参加団体数も増加しています。
- 「市町村行政と市町村社協の協定の締結」については、市町村社協への災害ボランティア関連の情報提供や先進地域の資料提供等を行うことで、市町村行政や関係団体との協定締結についても一定の成果を残せています。

<課題>

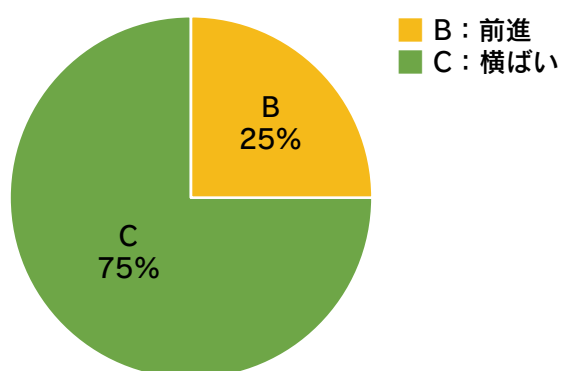
- ◆ 「市町村行政と市町村社協の協定の締結」については、行政と社協との協定についても、関心の高い市町村については進展している一方で、締結が進まない市町村には、締結のメリット等を丁寧に説明する等の対応が必要となっています。
- ◆ 「青年会議所と市町村社協の協定の締結」については、青年会議所において、単年で担当が交代してしまうため、協定締結後にも継続した関係性の構築及び維持が必要となります。

<今後の対応>

- 「災害支援に関する会議、研修会の参加団体数の増加（多様な関係機関・団体とのネットワークづくり）」については、当初の目標を達成しているため、全市町村社協の参加のほか、毎年10団体の増の110団体（市町村社協：35、関係機関：75）に目標値を見直します。

- 「市町村行政と市町村社協の協定の締結」、「青年会議所と市町村社協の協定の締結」については、本県の災害支援活動において、県内全ての市町村での行政と社協との協定締結による基盤整備は重要となるため、締結が進むように継続して働きかけを行うとともに、青年会議所を含めた他の協定締結団体との定期的な情報交換会等を通して、継続したつながりが確保できる体制の構築を進めていきます。
- 「市町村行政と市町村社協の協定の締結」については、当初の目標を達成しているため、13 か所から全ての市町村社協 35 か所に目標値を見直します。
- 「青年会議所と市町村社協の協定の締結」については、当初の目標を達成しているため、6 地区から全ての青年会議所 12 地区に目標値を見直します。

(2) 災害ボランティアセンターの運営支援（4項目）



評価	項目数	項目内容
B：前 進	1	「地域における避難行動要支援者見守り推進事業の推進」
C：横ばい	3	「市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援」、「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成支援」、「市町村社協 BCP 策定支援」の実施」

<実施状況>

- 「市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援」、「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成支援」、「市町村社協BCP策定支援」については、県総合防災訓練や市町村独自の防災訓練、研修会を通じて支援を行っていますが、微増にとどまり、横ばいの状況です。

<課題>

- ◆ 「市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援」、「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成支援」、「市町村社協BCP策定支援」については、短期間で災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルやBCPを作成できるものではなく、また、市町村社協の実施事業やその規模等によっても、作成内容が異なります。

県社協においても、災害福祉支援センター設置に伴うBCPや災害ボランティアセンター運営マニュアルについても見直しが必要となっています。

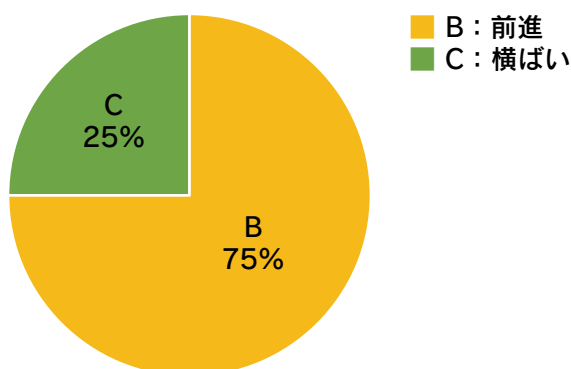
また、介護・障害分野のBCP策定が義務化されていますが、県内では約半数の市町村社協で策定が進んでいない状況です。

＜今後の対応＞

- 「市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援」、「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成支援」、「市町村社協BCP策定支援」については、県社協としても、BCPや災害ボランティアセンター運営マニュアルを早期にブラッシュアップを行うとともに、市町村社協のBCPには災害ボランティアセンター運営も密接に関わる内容となるため、BCP策定と併せて災害ボランティアセンターマニュアルの作成が進められるよう呼びかけ、個別にアプローチを行う等、支援を進めていきます。

◆推進項目3 新型コロナウイルス等の感染症に対応した体制の整備（7項目）

（1）感染症発生時の社会福祉施設への支援（4項目）



評価	項目数	項目内容
B：前 進	3	「感染症対策モデル BCP 策定支援」、「応援職員の専門性向上のための研修会の実施」、「応援派遣を想定した図上訓練の実施」
C：横ばい	1	「応援職員の追加募集によるマンパワーの確保」

＜実施状況＞

- 「感染症対策モデル BCP 策定支援」、「応援職員の専門性向上のための研修会の実施」、「応援派遣を想定した図上訓練の実施」については、標準予防策の強化や感染症に対応した BCP の策定、継続した研修会の開催、モデル訓練等の実施等により、福祉施設における感染症対策の水準を高めることにつながりました。

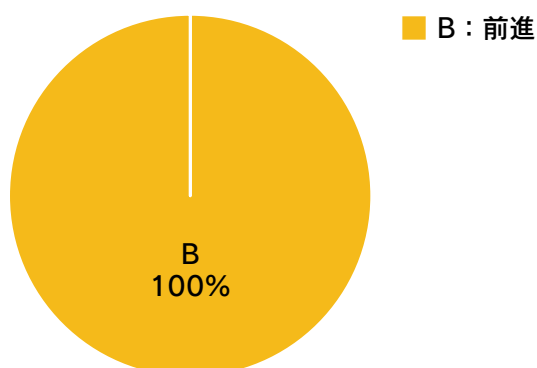
＜課題＞

- ◆ 「感染症対策モデル BCP 策定支援」、「応援職員の追加募集によるマンパワーの確保」については、発症時に応援を求める事業所は多いが、協力事業所としての登録数が伸びないこと、新型コロナウイルスの5類移行に伴う応援派遣のスキームの見直し等が求められています。

＜今後の対応＞

- 応援登録事業所への継続した研修を実施することで、標準予防策の徹底を図るとともに、県担当課と応援登録事業所数の拡大や新型コロナウイルスの5類移行後の対応等を整理し、福祉施設の感染症等の対応力強化につなげることで、感染症対応版 BCP の策定を促進させていきます。

(2) 感染症予防に向けた取組の強化（3項目）



評価	項目数	項目内容
B：前 進	3	「コロナ禍での避難所運営研修の実施」、「コロナ禍での災害ボランティアセンターの設置・運営研修」、「ICT(SNS やオンライン)を活用した情報共有会議の実施」

<実施状況>

- 「コロナ禍での避難所運営研修の実施」については、目標数を越える保健所圏域において実施することができ、また、「コロナ禍での災害ボランティアセンターの設置・運営研修」についても、県総合防災訓練等と併せて感染症対策を想定した設置・運営訓練を実施できており、地域の防災力の向上につなげることができています。
- 「ICT(SNSやオンライン)を活用した情報共有会議の実施」については、ICT(SNSやオンライン)を活用した訓練や情報交換時等にGoogleフォームを利用する等の工夫を行ってきました。

<課題>

- ◆ 「コロナ禍での避難所運営研修の実施」、「コロナ禍での災害ボランティアセンターの設置・運営研修」については、新型コロナウイルスの5類への移行により、感染症に対応した災害ボランティアセンターの運営に変更点が生じたため、運営マニュアル等の見直しが行われています。
- ◆ 「ICT(SNSやオンライン)を活用した情報共有会議の実施」については、Googleフォームの活用のほか、情報整理・情報共有の仕組みづくりに関する検討が必要となっています。

<今後の対応>

- 「コロナ禍での避難所運営研修の実施」、「コロナ禍での災害ボランティアセンターの設置・運営研修」については、感染症に対応した避難所運営や災害ボランティアセンター運営について見直すとともに、県総合防災訓練等を通じて、運営マニュアル等の整備につなげていきます。

また、「コロナ禍での避難所運営研修の実施」、「コロナ禍での災害ボランティアセンターの設置・運営研修」については、新型コロナウイルスの5類への移行により、「感染症に対応した避難所運営研修の実施」、「感染症に対応した災害ボランティアセンターの

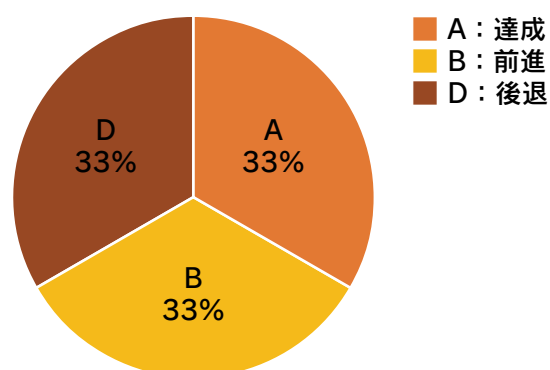
設置・運営研修」に見直します。

- 「ICT(SNSやオンライン)を活用した情報共有会議の実施」については、オンラインを活用した情報共有会議を推進するとともに、SNSを活用した情報共有・情報発信の仕組みづくりを進めていきます。

●基本目標Ⅳ 県社協の組織基盤の強化

◆推進項目1 組織体制の強化（11項目）

（1）人材育成の強化（3項目）



評価	項目数	項目内容
A：達成	1	「人事評価制度の導入」
B：前進	1	「自己啓発助成制度の活用」
D：後退	1	「社会福祉士資格取得割合」

<実施状況>

- 「人事評価制度の導入」については、業務への取組の成果や職員の能力を適切に評価するため、2022年度に人事評価制度を本格導入しました。
- 「自己啓発助成制度の活用」、「社会福祉士資格取得割合」については、組織体制の強化には、人材育成が不可欠であり、職員の資質向上のための環境整備として、階層別の研修や専門研修の実施、自己啓発のための助成制度による支援を行いました。2022年度には、階層別の研修として、新任職員研修、管理職及び中堅職員向けにマネジメント研修等を実施し、専門研修として、会計研修、プレゼン力強化研修を実施しました。全社協への派遣研修では、新任職員、管理職、会計の各研修に職員を派遣しました。また、eラーニングを利用した研修を個人情報保護や情報セキュリティ等のテーマで実施しました。加えて、市町村社協に対する研修の体系化に向けて、法人内の職員研修の状況について調査の実施や社会福祉士実習指導者講習会に職員を派遣し、資格取得を希望する学生の実習受け入れに向けた体制の整備を行いました。

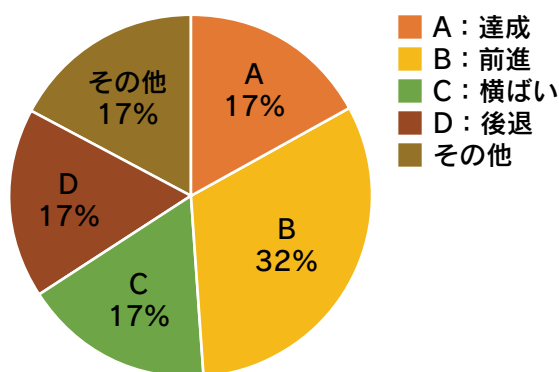
<課題>

- ◆ 県社協では、2021年度から3年間に11名の正規職員を採用しており、20代の正規職員は全体の3割超となり、若手職員のスキルアップが課題となっています。また、管理職やその次の世代においては、組織運営、若手職員の育成等、マネジメント力の向上も課題となっています。これらの課題は、市町村社協に対する調査の結果からも同様となっています。

＜今後の対応＞

- 「自己啓発助成制度の活用」、「社会福祉士資格取得割合」については、自己啓発助成制度や資格取得促進助成事業を職員に周知するとともに、県社協職員のみならず、市町村社協を含めた社協職員の総合的な研修体系を構築し、職員の資質向上に向けた研修を実施します。

(2) 働き方改革の推進（6項目）



評価	項目数	項目内容
A：達 成	1	「男性職員の育児休業等取得率」
B：前 進	2	「衛生委員会等の機能充実」、「職員の年間平均有給休暇の取得数」
C：横ばい	1	「職員一人あたりのテレワーク目標日数」
D：後 退	1	「職員一人あたりの年間平均時間外勤務時間数」
その他	1	「男性職員の産休 5 日以上の取得」 ※ 2022 年度対象職員がいないため

＜実施状況＞

- 「衛生委員会等の機能充実」については、職員のメンタルヘルスも含めた健康増進に向け、個別相談も含めた衛生委員会を18回実施し、職員の働きやすい環境整備を行いました。
- 「職員一人あたりのテレワーク目標日数」については、コロナ禍における「新しい生活様式」に対応するため、テレワークやWEB会議等で必要となる器材の導入・整備を進めました。
- 「職員一人あたりの年間平均時間外勤務時間数」については、県社協のデジタル化に向けて、グループウェアによる休暇申請や出退勤の管理、ファイルサーバーのクラウド化を行いました。また、文書管理や電子決裁等の新システムの導入に向けた準備も進めています。

＜課題＞

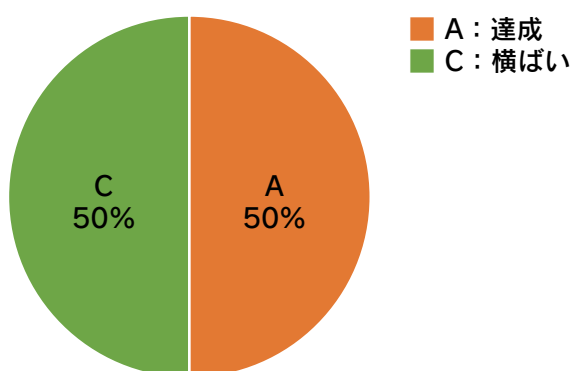
- ◆ 「職員一人あたりのテレワーク目標日数」、「職員一人あたりの年間平均時間外勤務時間数」については、時代に即した対応をするため、テレワーク環境の充実や時間外勤務時間の削減等、ワークライフバランスを意識した職員の働きやすい環境整備の推進が必要となります。

＜今後の対応＞

- 「男性職員の育児休業等取得率」については、当初の目標を達成しているため、50%から対象者は全て取得として100%に目標値を見直します。
- 「職員一人あたりのテレワーク目標日数」、「職員一人あたりの年間平均時間外勤務時間数」については、文書管理や電子決裁等の新システムを本格導入し、時間外勤務の削減やテレワーク環境の充実を図り、職員の働きやすい環境整備の更なる推進につなげます。

また、県社協がデジタル化を推進することで、デジタル化を検討している市町村社協のモデルとして県内社協全体の業務のデジタル化を含む働き方改革の推進につなげます。

(3) 情報発信の強化（2項目）



評価	項目数	項目内容
A：達 成	1	「ホームページの年間閲覧数」
C：横ばい	1	「多様な広報媒体の活用」

＜実施状況＞

- 「ホームページの年間閲覧数」については、2022年度には約210,000件となり、2020年度から約40,000件増加しました。
- 「多様な広報媒体の活用」については、機関紙、ホームページ、YouTubeに加え、2021年度からLINEを活用し、情報発信の強化につなげました。

＜課題＞

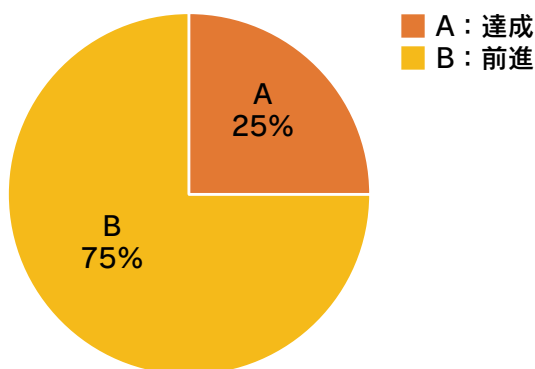
- ◆ 「多様な広報媒体の活用」については、タイムリーに必要な情報を分かりやすく発信できるように広報媒体の刷新が必要となります。

＜今後の対応＞

- 「ホームページの年間閲覧数」については、ホームページのリニューアルを行うとともに、Instagram等の新たなSNSを活用し、ホームページへ誘導させることで、ホームページの閲覧数の増加につなげます。また、当初の目標を達成しているため、187,000件から2022年度実績の10%増の236,000件に目標値を見直します。

◆推進項目2 経営基盤の強化（15項目）

（1）財政基盤の強化と既存事業の見直し（4項目）



<実施状況>

- 企業や関係団体への訪問等で県社協事業内容をPRすることにより、2022年度には封筒広告が5件、特別賛助会員が10件、バナー広告が6件、となりました。

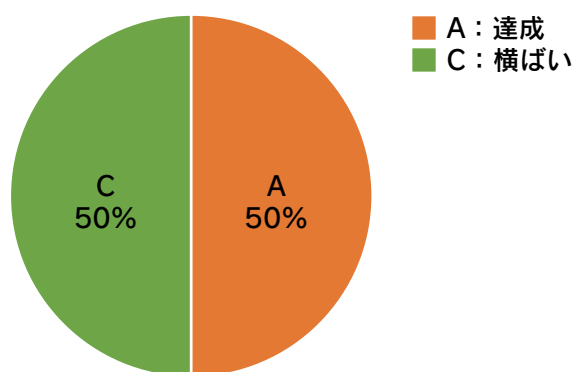
<課題>

- ◆ 県社協の収入の多くが県からの委託金、補助金となっており、安定的な運営に向けては、会費や封筒・バナー広告等による自主財源を確保する必要があります。

<今後の対応>

- 「封筒広告」、「バナー広告」については、引き続き、広告収入を増やす努力を続けるとともに、資産の運用を充実させ、自主財源の確保を進めます。また、県からの委託、補助事業については、時代に対応した新たな事業展開を提案し、持続的な予算確保に努めます。加えて、「封筒広告」については、当初の目標値を達成しているが、封筒の広告掲載枠に限りがあることから、広告掲載枠に余裕のあるバナー広告を強化することとし、「バナー広告」を11か所から15か所に目標値を見直します。
- 「会員数」については、当初の目標値の8割以上前進しているため、5,448か所から5,505か所に目標値を見直します。
- 「特別賛助会員数」については、当初の目標値の8割以上前進しているため、11か所から21か所に目標値を見直します。

(2) ガバナンスの強化（2項目）



<実施状況>

- 「会計専門家による外部検査の継続実施」については、四半期ごとに定期的を実施し、財務状況の確認と透明性の確保に努めました。また、2021・2022年度ともに四半期に1回以上、理事会、評議員会を実施し、定期的な業務の執行状況の報告、確認を通してガバナンスの強化につながりました。
- 「全社協経理研修」については、会計に対する専門性を高めるため、全社協経理研修の入門・初級に24名、中級に9名の職員が受講しました。
また、個人情報保護研修、情報セキュリティ研修を全職員対象に実施し、個人情報保護の徹底を図りました。

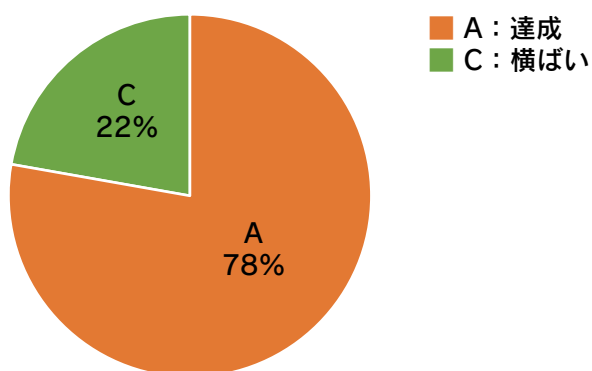
<課題>

- ◆ 県社協に対する県民からの期待に応えるために、会計専門家による外部検査の継続実施による財務状況の透明性に加え、職員の全社協経理研修受講、個人情報保護の徹底、法令に基づく業務執行の確認等、ガバナンスの強化に向けた取組が必要となっています。

<今後の対応>

- 引き続き、会計専門家による外部検査の実施や職員の全社協経理研修受講を進めるとともに、個人情報保護、法令遵守等の研修を実施し、ガバナンスの強化に努めます。

(3) 関係団体との連携強化（9項目）



<実施状況>

- 各部会において、研修会の開催や広報活動等を実施しました。
- 「部会を横断した連携や協議」については、部会を横断した課題や情報共有の場として、予算要望会議を開催し、予算要望及び施策提言をとりまとめ、県知事をはじめ、県関係部局、県議会に要望しました。

<課題>

- ◆ 「部会を横断した連携や協議」については、物価高騰対策、人材確保対策等、部会を横断した課題の解決に向けて、部会間の情報共有が必要となっています。

<今後の対応>

- 「部会を横断した連携や協議」については、福祉を取り巻く様々な環境変化や課題に対して、部会横断的な対応ができるよう部会間の連携を深め、国や県に対して引き続き予算要望や施策提言、課題解決に向けた要望活動等を行います。

第3章

達成状況及び見直し

第1節
2022年度の実績

第2節
第3期 群馬県社会福祉協議会
活動推進計画（新）目標値一覧

【項目数】

（旧）85項目 ▶ （新）86項目

【見直し内容】

削除： 6項目

新規追加： 7項目

目標値変更：13項目

項目記載内容変更： 2項目

第3章

達成状況及び見直し

第1節 2022年度の実績

No	基本 目標	推進 項目	具体的な アクション	項目	策定時 (2020年度) の現状	2025年度 目標値	目標値設定の考え方	2022年 目標値
					数値	数値		(2025年 目標値の4割)
1	1 包括的な支援体制の構築	1 地域における総合的な支え合い活動の創出		地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定	31か所	35か所	全市町村での策定	33か所
2				重層的支援体制整備事業の取組への市町村社協の参画	2021年度開始	14か所	新・群馬県総合計画による2021年度移行準備5か所+実施可能性有り9か所（18か所の半数）	6か所
3			(2) ボランティア・市民活動と福祉教育の推進	住民による社会参加の場（ふれあい・いきいきサロン等）	2,487か所	3,000か所	直近5年間の増加率の約2倍	2,693か所
4				企業活動と市町村社協の進める地域福祉活動との協働	4 企業 4市町村	10 企業 18市町村	年間1か所以上の企業の取組と5年間で半数の市町村社協が協働した地域福祉への取組を実施	16企業 ・市町村

2022 年度実績		実績に対する評価・課題	目標達成に向けた今後の取組	中間見直しに伴う対応 (目標値見直し等)
実績数値	4段階評価 ※(策定時との比較)			
33か所	B	・未策定町村に対する個別アプローチを行い、南牧村が策定となった。2023年度当初時点の未策定は、上野村(策定中)と、神流町(未策定)の2町村となる。 ・未策定町村への支援も重要だが、更新の際の支援も必要。	・県と共に、未策定の市町村に対しては計画を策定するメリットを示すとともに、中間見直しや次期計画策定を実施する市町村に対しても個別支援を行う。	
3か所 ※移行準備事業を含む	C	・重層的支援体制整備事業の実施について、2022年度は本事業を4市町村(太田市、みどり市、上野村、玉村町)が実施、移行準備事業を5市町(沼田市、館林市、みなかみ町・明和町・千代田町)が実施。2023年度は本事業を6市町村(太田市、館林市、みどり市、上野村、みなかみ町、玉村町)が実施、移行準備事業を7市町村(桐生市、沼田市、高山村、東吾妻町、明和町、千代田町、大泉町)が実施見込み。 ・上記について、2022年度の重層的支援体制整備事業における新規事業(参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働)の受託をしている社協は、館林市、みなかみ町、上野村の3社協のみ。2023年度は新たに4市町村が移行準備事業に取り組む予定だが、新規事業部分の受託が明確なのは桐生市社協のみ。 ・2022年度は市町村行政・社協対象の研修を2回行い、具体的な体制構築の方法や、庁内・関係機関との連携方法、重層的支援体制整備事業に取り組む意義等について理解の向上を図った。しかし、個々の市町村に具体的な提案・働きかけをするには至らなかった。	・社協事業の見える化や研修による職員の資質向上等、行政の社協に対する評価向上に向けた側面支援を実施する。 ・取り組む可能性がある市町村・市町村社協に対して、個々に具体的な提案・働きかけを行う。 ・県が実施した包括的支援体制の構築に関する調査の結果を踏まえ、個々の市町村に対し働きかけを行うとともに必要な支援を行う。	項目削除 (新規項目設定のため)
2,347か所	D	・コロナ禍におけるサロン活動の休止や担い手の高齢化によるサロン閉鎖により、県内のサロン数は減少傾向にある。 ・2023年度以降、県内のサロン活動の拡充や新たな担い手の開拓のため、さらなる普及啓発活動およびサロン研修の対象や内容の見直しが必要である。	・引き続き民生委員との連携していくとともに、企業との協働や小中学校の福祉教育の推進に向けた働きかけを行い、中長期的な視点で担い手の育成に取り組む。 ・サロン実態調査等の結果を踏まえ、研修内容や方法等の見直しを行う。	
21企業 10市町村	A	企業と社協の協働については、個々の聞き取りを行うと、互いに求めている関係性があることがわかった。また、HPなどの見える場所に書かれていないだけで、実際にはつながりがある所も見られたため、今後はマッチングの強化や、企業・社協の希望調査を行う必要がある。 目標値の設定については、SDGs活動支援センターを通じた企業と社協のマッチング件数や、企業との協定締結数等への見直しが必要ではないか。	社協と企業のマッチングやニーズ調査の実施、県産業政策課やSDGsぐんま連絡会議といった関係機関・団体とのネットワーク強化を進める。 ・企業等の包括支援協定の締結 ・企業との情報交換会	項目削除 (新規項目設定のため)

No	基本 目標	推進 項目	具体的な アクション	項目	策定時 (2020年度) の現状	2025年度 目標値	目標値設定の考え方	2022年 目標値
					数値	数値		(2025年 目標値の4割)
5	1 包括的な支援体制の構築	2 市町村における総合的な相談支援体制の強化	(1) 権利擁護体制の構築	日常生活自立支援事業実施社協数	28か所	35か所 (2022年度中)	全市町村社協数	31か所
6				法人後見事業実施社協数	3か所	15か所	2021年度当初実施予定の5か所とあわせて年間2か所で実施	8か所
7			(2) 生活困窮者等への支援	支援プラン策定件数	29件	87件	個々の状況に応じた自立のための計画策定数。2022年度の3倍	53件
8				就労開始件数	6件	16件	就労先が決まり就労を開始した件数。過去5年平均の倍増	10件
9				ひきこもり家族等を対象にした集いの場の実施	2021年度開始	10回	ひきこもりの家族や当事者の集いの場を設け、年間平均10回実施	4回
10				総合支援資金貸付件数	9件	14件	新型コロナウイルス感染症特例貸付終了後の貸付件数の増加を見込んで、2020年度の1.5倍増	11件
11			(3) 社会福祉法人等の連携強化	現況報告書の「地域における公益的な取組」記載率（A層）	72.6%	100%	5年後には全ての法人で公益的な取組を実施し、現況報告書へ記載	83.6%
12				社会福祉法人等連絡会の設置（B層）	11か所	35か所	全市町村で設置（広域での設置を含む）	21か所
13				群馬県ふくし総合相談支援事業加入法人（C層）	183法人	250法人	誰もが身近なところで相談が可能となるように全法人の50%が加入	210法人
14				なんでも福祉相談員数（C層）	360名	500名	いつでも相談に応じられるよう、各参加法人2名以上の相談員を配置	416名

2022 年度実績		実績に対する評価・課題	目標達成に向けた今後の取組	中間見直しに伴う対応 (目標値見直し等)
実績数値	4段階評価 ※(策定時との比較)			
35か所	A	2022年度当初に35市町村社協の基幹的社協化が完了した。	基幹的社協化後のフォローや質の担保に向けた取り組みを強化していく。	項目削除 (新規項目設定のため)
9か所	B	・市町村社協の法人後見受任に向けた取組に対し助成を行うとともに、研修会を行った。 ・今年度体制整備を行っているのが全て町村社協であることで、利益相反の課題等、これまであまり問題にならなかった課題が出てきているが、家庭裁判所とも協議しながら考え方を示していく必要がある。	・法人後見専門員研修を行うとともに、法人後見の立ち上げに向けたバックアップを継続的に行う。 ・必要事項や課題を整理・検討し、日常生活自立支援事業の実施体制強化と併せて体制整備を働きかける。	
96件	A	生活福祉資金や住居確保給付金の要件緩和により件数が増加したが、要件の見直しに伴い、次年度以降は見込めない状況にある。アウトリーチを含めたケースの掘り起こしや事業周知の拡大が必要。	生活福祉資金の延長・再貸付者の状況確認や継続支援を必要とする相談者の確認・把握を行い、支援プランの策定に取り組む。 民生委員との連携や相談会の実施等を通しケースを掘り起こし、プラン策定に繋げる。	目標値見直し (目標達成のため)
15件	B	福祉人材センターとの連携を強化し、社会福祉法人の求人開拓や面接指導等により件数が増加したが、町村部における就労条件(年齢、求人数、業務内容等)は厳しい状況が続いている。	各関係機関(ハローワーク・福祉人材センター、就労準備支援事業実施団体等)と連携し、支援体制を強化する。	項目削除 (新規項目設定のため)
63回	A	実施方法変更に伴い、実施回数は大幅に増加したが、次年度以降は事業委託の廃止により、回数は減少する見込み。 本会実施の居場所づくり事業について市町村社協や関係機関等を通じた周知が必要である。	定期的な居場所の提供を行うとともに、他機関が実施する居場所の案内や立ち上げの支援を実施し、地域における居場所づくりを進める。	項目削除 (新規項目設定のため)
5件	D	・コロナ禍では特例貸付で対応したため、本則貸付の総合支援資金の取扱いが少なかった。	・市町村社協・行政、自立相談支援機関、ハローワーク等関係機関に対して、研修会や会議を実施する。 ・関係機関を訪問し、本会から貸し付けられる資金であることを積極的に発信し、周知する。 ・市町村社協や借受人等からの問合せ・相談等に対応し、生活状況を把握の上、貸付が必要な方へ適切に貸付を行うとともに、借受人との面談等に出席し、自立に向けた支援を行う。	
70.4%	D	・2021年度からは公益的な取組の記載法人は増加傾向となったものの、策定時からは減少している。 ・公益的な取組を実施しているにも関わらず、記載をしていない法人が多いため、継続して記載を促す必要がある。 ・特に、こども分野の記載率が他の種別に比べて低い状況。	・現況報告書に記載していない法人に対して、各種別協議会等と連携し、公益的な取組の現状を周知・共有する。記載の働きかけについて、個別に案内文書を送付した上で、電話等により個別に記載を働きかける。 ・未記載法人に対する実態調査を行う。 ・保育協議会だけでなく、認定こども園協議会など、こども分野に関係する他団体への働きかけを行う。	
13か所	C	・策定時より法人連絡会の数は増加しているが、横ばいの状態にある。 ・設立に至っても、コロナ等の影響により活動できていない地域もあるため、設立後のフォローアップも必要。	・設置済の市町村域の情報を広く共有することで、設置に向けた働きかけを行う。 ・管内に1法人しかない地域など、法人数の少ない地域については、市町村域を越えた広域での法人連絡会等の設置について市町村社協に提案協議する。	
181法人	D	・新たに加入した法人がある一方で、退会した法人の数が上回っている状況。 ・事業周知が不十分であり、事業の役割や位置づけが不明確。	・包括的な支援体制構築の中での、事業の役割や位置づけを明確にして、未加入法人に対し、事業の説明や案内を行う。 ・地区別連絡会議の実施にあたり、加入していない法人の参加を呼びかける。	
408名	C	・相談員の数自体は増加しているが、増加のペースが鈍化している。 ・多くの参加法人で相談員を複数名配置するなど、加入法人の中での相談員数は増加している。	・「今後のあり方についての提言書」に基づき、事業推進部会を設立し、相談員の意見を取り入れた事業の充実を行っていく。 ・新任者向けの研修会の充実や出張相談会等を通じてネットワークを構築する。 ・相談員の所属先への活動状況等の報告を行って、相談員が活動しやすい環境を構築する。	

No	基本 目標	推進 項目	具体的な アクション	項目	策定時 (2020年度) の現状	2025年度 目標値	目標値設定の考え方	2022年 目標値
					数値	数値		(2025年 目標値の4割)
15	1 包括的な支援体制の構築	2 市町村における総合的な相談支援体制の強化	(3) 社会福祉法人等の連携強化	第三者評価事業評価機関数	3か所	8か所	安定的な評価実施のため、年1か所ずつ増加	5か所
16				第三者評価事業年間受審施設数	2か所	16か所	1評価機関につき年2か所の評価実施	8か所
17				第三者評価事業受審施設案数	85か所	145か所	毎年度各評価機関が年2か所の評価実施を目標とし、5年後に累計で60か所増	109か所
18	II 福祉人材の確保・育成・定着	1 福祉人材の確保に向けた取組の強化	(1) 福祉人材の確保に向けた取組の推進	就職者数	187名	300名	現状の就職者数の60%増	233名
19				新規求職者数	1,501名	2,350名	過去4年間は毎年、求職相談数の50%が新規求職登録していることから求職相談目標値4,700名の50%として算出	1,841名
20				求職相談数	3,916名	4,674名	求職相談数の過去4年間の平均値3,595件に対して30%増	4,220名
21				介護福祉士登録数	331名	497名	現状の登録者の50%増	398名

2022 年度実績		実績に対する評価・課題	目標達成に向けた今後の取組	中間見直しに伴う対応 (目標値見直し等)
実績数値	4段階評価 ※(策定時との比較)			
4か所	C	・「今後のあり方に関する提言書」に基づき、新たな推進組織体制により事業を開始した。 ・全国共通の評価基準への移行に伴う評価調査者への継続研修会の開催やプレ評価の実施を検討した。 ・新たな評価機関確保に向けて職能団体等へ向けた働きかけが必要。	・全国基準へ移行したことにより、他県で活動する評価機関や、県内の職能団体等に対し、本県の評価機登録の提案と調整を行う。 ・近県で活動している評価機関を訪問して、本県への登録の提案と依頼を行う。	
3か所	C	・第三者評価受審のきっかけとなるよう、プレ評価の検討を行った。種別協議会等を通じて本評価と合わせて、プレ評価事業の周知をする必要がある。 ・受審対象施設に対する事業理解の取組が不十分。	・受審対象施設はもとより、各種別協議会等での会合やプレ評価事業の周知と受審の案内を行う。 ・行政機関に対する第三者評価事業の理解と、普及啓発のための協力を依頼する。 ・事業理解や受審の促進を目的としたセミナーを実施する。	
89か所	C	・ 同上	・ 同上	項目削除 (新規項目設定のため)
208名	C	・対前年度比で高崎支所・東毛地区福祉人材バンクの採用件数が減少した。 ・複数の職員の退職により、高崎支所の体制が整わず、求職者への支援やイベント等の周知が充分に行えない時期があった。 ・東毛地区福祉人材バンクとの連絡会議についても昨年より実施回数が少なかったこともあり、認識の共有が図りづらかった。 ・福祉分野における年代別の就職者数をみると、20代の割合が全国(22%)と比較して本県(7%)は低く、若者に対するアプローチが課題となっている。	・採用件数が減少した高崎支所・東毛地区福祉人材バンクの機能強化を図るため、センターとの連携を強化し、県内全域の求職者に同じ水準の支援が提供できるよう、情報共有及び意識統一を行う。 ・高崎支所や東毛地区福祉人材バンクとセンターが共同で対象地域を拡大した就職相談会等の開催を企画立案し実施する。 ・20代の若者へのアプローチとして、ジョブカフェぐんま等の若者を対象にしての職業紹介所や養成校との更なる連携強化と養成校以外の大学とも連携し、福祉職場を広報する。	
1,430名	D	・求職相談者数は伸びているが、新規求職者登録数の増加に結びついていない。 ・福祉職未経験者を対象とした体験事業の事業所登録数も少しずつ増加しているが、事業の利用者の増加には繋がっていない。 ・「オールぐんま移住フェア」に出展する等、新たな取り組みにより求職者の獲得につながったが、獲得数は少ない。 ・有効求職者数に占める学生の割合が全国の20%と比較して本県は5%と低く、学生に対する更なるアプローチが課題となっている。	・求職者にとって魅力的な求人がある職業紹介所としての環境づくりを行うため、事業所訪問等を強化し、ジョブカフェや種別協等と連携し事業を周知し、新規求職者及び求人登録事業所を増やす。 ・各事業の参加者や利用者の増加を図るため、様々な広報媒体やSNSを活用し、周知を行う。新たに2023年度から学生に情報が届きやすいInstagramを活用する。 ・体験事業については、事業所登録を増やすため、各関係団体と連携し、各施設に登録の依頼を行うとともに、施設が未登録の地域においては、個別に施設と交渉し、求人登録をして貰う。また、高齢・児童分野の他、新たに障害分野においても体験事業を実施する。 ・2022年度に初めて出展した「オールぐんま移住フェア」は効果的、効率的な視点から分析することを含めて見直しを行う。 ・介護福祉士や保育士の養成校を訪問し、卒業後退職による再就職支援のために、学生への求人や制度の情報提供と登録を進める。	
4,432名	B	・相談者の利便性の向上を図るため、より一層、オンライン相談を活用した。 ・体験事業の活用や貸付事業の利用、貸付事業利用中の転職相談や就職後の介護職員相談サポートセンターの利用など、採用に向けて一体的な支援を実施した。 ・ハローワークだけでなく、養成校への出張相談を実施したことにより、学生のイベント参加者の獲得に繋がった。 ・オンライン施設見学の随時受け付けを開始したが、実績には結びついていない。	・引き続き、オンライン相談を積極的に実施するとともに、研修関係の事業も含めた一体的な福祉人材支援を行う。 ・引き続き、一体的な支援を行うため、センター内の各担当者同士の情報共有を行い、各事業の連携を図り、効率的かつ効果的な事業実施を展開する。 ・オンライン施設見学を充実するため、事業所訪問等を行い、随時、施設見学を受け付ける法人や事業所を増やす。 ・福祉分野未経験者の体験事業の分野・対象地域の拡大する。	
444名	B	・介護職員が離職する際のシステムへの届出制度が極的に周知できていない。 ・システムへの届出者、LINE登録者、求職登録者が利用できるサービスの違いが分かりにくいため、届出者に特化したサービスの内容を検討する必要がある。	・退職共済関係の資料を送付する際に、介護福祉士の届出に関する資料を同封するとともに、養成校に対して学生に本制度の周知の協力を要請する。 ・システムへの届出者に特化したサービスを検討し実施する。	

No	基本 目標	推進 項目	具体的な アクション	項目	策定時 (2020年度) の現状	2025年度 目標値	目標値設定の考え方	2022年 目標値
					数値	数値		(2025年 目標値の4割)
22	Ⅱ 福祉人材の確保・育成・定着	1 福祉人材の確保に向けた取組の強化	(1) 福祉人材の確保に向けた取組の推進	保育士登録数	22名	388名	群馬県『潜在保育士等調査』(2020年2月)における無職の保育士数970名の40%として算出	169名
23				福祉の仕事相談会参加者数	269名	404名	現状の参加者数の50%増	323名
24				LINE登録者数	2021年度 開始	320名	有効求職登録者数400名の80%	128名
25				介護福祉士修学資金貸付事業	101名	144名	県内養成校9校定員480名の30%が利用	119名
26				介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業	64名	82名	2020年度実績数の年5%増	72名
27				離職した介護人材の再就職準備金貸付事業	31名	78名	2020年度実績数の年20%増	50名
28				介護分野就職支援金貸付事業	2021年度 開始	85名	2021年度貸付予定数58名の年10%増	34名
29				障害福祉分野就職支援金貸付事業	2021年度 開始	17名	2021年度貸付予定数11名の年10%増	7名

2022 年度実績		実績に対する評価・課題	目標達成に向けた今後の取組	中間見直しに伴う対応 (目標値見直し等)
実績数値	4段階評価 ※(策定時との比較)			
55名	C	・2021年度開始した保育士・保育園支援プロジェクトについて、県担当課と県保協との三者情報交換会を定期的に実施し、足並みを揃えた保育士支援の実施について検討ができた。 ・届出制度における現役保育士の登録について「離職を促す」といった誤ったイメージも強いが、現役保育士の中にも将来的に一定数離職する者もいるのも実情である。 ・県保協の会議や各市園長会の会議の場等、2021年度よりも就職支援のPRの場が多くあった。	・現役の頃から福祉人材センターの存在を認知しておいてもらうことが、将来的に有料職業紹介所の利用減にもつながることについて理解を施設側に求めるとともに、直接的にパンフレット等が保育士の手に渡るようなシステムを構築する。 ・引き続き、県保協の会議や各市園長会等の場において、保育士就職支援センターへの協力依頼を行う。 ・2023年度に開所したぐんま保育士就職支援センターと連携し、各養成校を訪問し、就職ガイダンス等で直接学生に説明を行う。	
295名	C	・コロナ禍の間は、相談会は小規模開催が多くなったが、対面の開催で全て予定のとおり実施した。 ・比較的規模の大きいイベントには、多くの方が参加した。 ・各相談会の参加者数には、ばらつきがあることや、参加した者が、就職に結びつかないことや就職しない要因等の分析ができていない。	・コロナ禍の間は、地区別で小規模開催をすすめてきたが、今後は小規模開催の回数を減らし、もう少し広域なエリアでの中規模開催をすすめる。 ・会場、地域割、日程等、効果的な相談会の実施について再検討を行う。 ・各相談会の参加者に対して、本人の同意を得て、就職に関する情報提供をするともに、相談会後の参加者の動向や意向についての追跡調査実施のためのアンケートを実施する。	
547名	A	・LINEは多様な場面で活用でき、また手軽に登録できることもあり、多くの登録者の獲得に繋がった。	・引き続き、イベント情報を中心に、福祉人材センター事業の一体的なPRを行う。 ・写真やカラーチラシなどを効果的に活用し、より魅力的な広報をする。 ・2023年度（6月頃）よりLINE相談を開始する。	目標値見直し (目標達成のため)
82名	D	・日本人への貸付は増加しているが、新型コロナウイルスの影響で外国人留学生在が入学できないことにより、外国人への貸付が減少している。 ・日本語学校などの外国人への周知が不足している。	・新型コロナが5類に移行となり、今後、外国人の入学が増加すると見込まれることから、外国人入国を多く受け入れている養成校や日本語学校に協力要請をして、外国人に対する事業の周知を行う。 ・県内の各高校の進路担当の教諭等と連携し、高校生への周知を強化する。 ・県内の学生に対してSNS（Instagram、YouTube等）を活用して貸付事業の案内を行う。	
71名	C	・実務者研修受講者の中で、貸付を希望しているものの、申請手続き等の煩雑さから貸付申請につながらない場合がある。	・手続きを簡素化するため、県と相談しながら申請書類等の精査を実施する。 ・貸付金額について、20万円の範囲内で授業料以外の試験対策等の費用申請可能とする。	
47名	C	・貸付を受けた者の再就職先において、口コミで職員間に情報が共有されたことにより、申請に結びついた者もいた。 ・養成校の担当者の協力により、養成校が実施している初任者研修を修了した者に対して、制度の内容を周知した。 ・貸付金額に対して、申請及び償還猶予等の手続きが煩雑のため、本制度の貸付申請を敬遠する場合がある。	・貸付を受けた者に対して、追加でチラシや概要を配布し、口コミでの情報発信を図る。 ・引き続き各養成校の担当者に対して、制度の説明をするともに、学生への周知の協力を要請する。 ・他県での状況を確認し手続きの簡素化や、貸付金額の増額や貸付申請の期限等、借りやすい制度の取扱いについて県に提案を行う。	
16名	C	・ハローワーク等と連携することで、当所以外で就職活動をしている者からの申請がされるようになったが、まだ、周知不足である。 ・養成校の担当者の協力により、養成校が実施している初任者研修を修了した者に対して、制度の内容を周知した。 ・貸付金額に対して、申請及び償還猶予等の手続きが煩雑のため、本制度の貸付申請を敬遠する場合がある。	・2023年度から貸付の対象者が拡大するため、高齢者団体を通じ各施設に周知するとともに、関係機関等に事業の概要を周知する。（福祉分野未経験者から介護分野未経験者に対象者が拡大） ・引き続き各養成校の担当者に対して、制度の説明をするとともに、学生への周知の協力を要請する。 ・他県での状況を確認し手続きの簡素化や、貸付金額の増額や貸付申請の期限等、借りやすい制度の取扱いについて県に提案を行う。	
4名	C	・ハローワーク等と連携することで、当所以外で就職活動をしている者からの申請がされるようになったが、まだ、周知不足である。 ・貸付金額に対して、申請及び償還猶予等の手続きが煩雑のため、本制度の貸付申請を敬遠する場合がある。	・2023年度から貸付の対象者が拡大するため、県担当課及び障害者団体を通じ各施設に周知するとともに、関係機関等に事業の概要を周知する。（福祉分野未経験者から障害分野未経験者に対象者が拡大） ・他県での状況を確認し手続きの簡素化や、貸付金額の増額や貸付申請の期限等、借りやすい制度の取扱いについて県に提案を行う。	

No	基本 目標	推進 項目	具体的な アクション	項目	策定時 (2020年度) の現状	2025年度 目標値	目標値設定の考え方	2022年 目標値
					数値	数値		(2025年 目標値の4割)
30	Ⅱ 福祉人材の確保・育成・定着	1 福祉人材の確保に向けた取組の強化	(1) 福祉人材の確保に向けた取組の推進	保育士修学資金貸付事業	43人 (2019年度)	140名	県内養成校10校定員1,405名の10%が利用	82名
31				潜在保育士就職準備金貸付事業	9名	61名	県『潜在保育士等調査』（2020年2月）において「今後、保育園で働きたい」と回答した301名の20%の利用	30名
32		2 福祉人材の育成・定着に向けた取組の強化	(1) 福祉人材の育成・定着に向けた取組の推進	福祉従事者向け研修参加者数	950名	1,140名	現状の参加者数の20%増（階層別研修、資質向上のための各種研修会の実施。県委託研修は除く）	1,026名
33				ソウエルクラブ加入法人数	103法人	123法人	年間4法人入会	111法人
34		Ⅲ 災害福祉支援体制の強化	1 災害に備えた体制の整備	「災害時の相互応援に関する基本協定」に基づく図上訓練の継続実施	5地区	10地区	年1回、地区持ち回り訓練を継続し、新たに5地区で実施	7地区
35				モデルBCP策定検討会の継続実施	3法人	20法人	県内20法人にて モデルBCPを策定	10法人
36				BCP策定アドバイザーの派遣事業にかかるアドバイザー養成	2021年度開始	20名	モデルBCPを策定した法人に各1名のアドバイザーを養成	8名
37				モデル福祉避難所立ち上げ訓練の計画・実施	2021年度開始	5か所	県総合防災訓練と併用し、年1回の立ち上げ訓練を実施	2か所
38				市町村を対象とした福祉避難所運営訓練や研修の実施	2圏域	12圏域	県内の12保健所圏域全てにおいて実施	6圏域

2022年度実績		実績に対する評価・課題	目標達成に向けた今後の取組	中間見直しに伴う対応 (目標値見直し等)
実績数値	4段階評価 ※(策定時との比較)			
57名	C	・貸付金額に対して、申請及び償還猶予等の手続きが煩雑のため、本制度の貸付申請を敬遠する場合がある。 ・予算が限られている中（平均的な貸付金額50名分）、高等教育の修学支援制度（授業料減免＋給付型奨学金）利用による実負担額（＝貸付額）減少を促し、予算内で可能な限り貸付決定を行った。	・希望者へ本事業の修学資金と授業料の減免制度や奨学金等の給付制度を案内し、本事業の貸付金額を抑えることにより、希望者全員の貸付を実施できるように周知を行う。 ・貸付原資に限りがある状況のため、予算の範囲内で可能な限りの貸付を実施するとともに、貸付原資の確保を県に要望する。	
5名	D	・離職する保育士及び潜在保育士への周知が不足している。 ・貸付金額に対して、申請、償還猶予及び免除に至るまでの一連の手続きが煩雑のため、本制度の貸付申請を敬遠する場合がある。	・潜在保育士の中で、県に情報提供を希望している保育士(約500名)に対して、今後の就職の意向や動向について調査を行うとともに、その結果を踏まえた制度の周知や事業の展開を検討する。 ・離職する保育士(年間900名以上)に対して、本制度の周知を保育協等と連携して行う。 ・ぐんま保育士就職支援センターと連携し、同センターのコーディネーターによる就職希望者への支援強化を行う。 ・他県での状況を確認し手続きの簡素化や、貸付金額の増額、貸付申請の期限等、借りやすい制度の取扱いについて県に提案を行う。	
1,110名	B	・階層別研修は、2021年度より受講者が減少している。 ・2021年度は研修時間の短い独自カリキュラムで実施、2022年度より全社協が開発したキャリアパス対応研修としたため、1日程2日間となり、日程数が減ったためと考えられる。(2021年度：新任7、中堅6)	・常に社会の状況の変化等を注視し効果的な研修内容と参加者の利便性の向上を両立させ、従来からの集合研修とオンライン・動画配信、大規模会場での集合研修を組み合わせる。 ・多くの参加者を受け入れるために講師の養成を進め県内の各ブロック等で行われる研修に派遣できるようにする。 ・より充実した内容となるよう、研修体系を見直し必要に応じ、カリキュラムを追加する。	目標値見直し (2025年度目標値の8割以上前進したため)
108法人	C	・2021年度は退会法人（3法人）があったが、2022年度は退会はない。 ・2022年度の増加は、社協内部団体が法人として加入したことにより8法人の増加となった。	・各事業の周知等は、県単共済事業と協力して行う。(通知・説明会等) ・県社協会員へ周知する(会費請求とソウエルのパンフレットを同封する等) ・相談員の事業所訪問時にパンフレットを持参するなど、あらゆる機会をとらえて周知する。	
7地区	B	- 年1回の持ち回り訓練を継続して実施し、実際にリスクを持った地域を選ぶことで、事業所に対する災害対策の必要性等を伝えることができた。 - 一方で、種別ごとに災害に対する温度差がある部分を埋めていく必要がある。	地域持ち回り、年1回の訓練をベースに、また、被災想定事業所のBCP策定支援等を織り交ぜながら、拡大していく。	
12法人	B	12法人の策定が終わり、新たに4法人が策定に動き出している。	策定済み法人のスタッフが、アドバイザーとして策定希望法人へのサポートを行う動きを含め、2023年度に策定を予定している4法人の策定を支援していく。	
13名	B	BCP策定アドバイザーとして、13人が登録することができたが、策定が遅れている種別協議会との連携を強化し、策定支援の裾野を拡大していく必要がある。	13人のアドバイザーを中心に、BCP策定支援に携わりながら、次のアドバイザーを育成していく。	
3か所	B	- 県総合防災訓練が縮小となったが、準備を進めてきた地元社協、地域内DWATとともに、福祉避難所の立ち上げ訓練を実施することができた。 - 一方で市町村の防災部局と福祉部局とが一体的に進めていくことが必要となるため、連携体制を強化する必要がある。	年1回の訓練を通して、福祉避難所の立ち上げモデルを拡大するとともに、訓練実施した事業所として継続した訓練が実施できるようフォローアップを行っていく。	
9圏域	B	- 保健福祉事務所を核に、管内市町村、市町村社協、DWAT登録員の連携の機会を設けることにつながり、地域防災力の向上につながった。 - 残りの3保健所圏域での体制整備を進めていくことが必要となっている。	保健所・保健福祉事務所との連携を強化しながら、毎年度、継続して積み重ね、市町村への保健・医療・福祉支援について、普及・啓発を行う。	

No	基本 目標	推進 項目	具体的な アクション	項目	策定時 (2020年度) の現状	2025年度 目標値	目標値設定の考え方	2022年 目標値
					数値	数値		(2025年 目標値の4割)
39	Ⅲ災害福祉支援体制の強化	1 災害に備えた体制の整備	(2) 災害派遣福祉チーム(ぐんまDWAT)の機能強化	保健所圏域単位での保健・医療分野との合同訓練や研修の実施	3圏域	12圏域	県内の12保健所圏域全てにおいて実施	7圏域
40				ぐんまDWAT登録者数の確保・維持、質の向上	236名	250名	県内の12保健所圏域に各20名のチーム員を配置し、本部員として10名を配置	242名
41				災害福祉コーディネーター(仮称)の育成	2021年度開始	12名	県内の12保健所圏域全てに専門スタッフを育成	5名
42				社協の災害ボランティアセンターと連携した訓練の実施	2021年度開始	5地区	県総合防災訓練と併用し、年1回の連携訓練を実施	2地区
43				ぐんまDWATの専門性向上のための分野別研究会や訓練の実施	高齢者:3回 障害者:3回 子ども・女性:3回	高齢者:10回+訓練1回 障害者:10回+訓練1回 子ども・女性:10回+訓練1回	DWATの資質向上を図るため、年1回以上の研究協議を継続開催し、実行性を高めるための訓練を計画・実施	19回
44				市町村を対象とした避難所運営訓練や研修の実施	2圏域	12圏域	県内の12保健所圏域全てにおいて実施	6圏域
45		2 災害ボランティア活動への支援	(1) 多様な災害ボランティア関係団体との連携	災害支援に関する会議、研修会の参加団体数の増加(多様な関係機関・団体とのネットワークづくり)	市町村社協:27 関係関:23 合計:50団体	市町村社協:35 関係関:35 合計:70団体	全市町村社協の参加を含め、毎年4団体の増	58団体
46				市町村行政と市町村社協の協定の締結	8か所	13か所	毎年1か所で協定を締結	10か所
47				青年会議所と市町村社協の協定の締結	1地区	6地区	毎年1地区で協定を締結	3地区
48				ぐんまDWATや福祉専門職等との連携した合同訓練の実施	2021年度開始	5か所	県総合防災訓練と併用し、年1回の連携訓練を実施	2か所

2022 年度実績		実績に対する評価・課題	目標達成に向けた今後の取組	中間見直しに伴う対応 (目標値見直し等)
実績数値	4段階評価 ※(策定時との比較)			
9圏域	B	保健福祉事務所と連携した訓練等を管内市町村、市町村社協、DWAT登録員をつなぐ機会となった。 残りの3圏域での体制整備を進めていくために、保健所・保健福祉事務所との連携体制を整えていくことが必要となっている。	保健所・保健福祉事務所との連携を強化しながら、毎年度、継続して積み重ねていくことで、管内の保健医療福祉の連携体制整備につなげていく。	
250名	A	転職・退職等により減もあったが、新規登録研修により、目標登録数の250名を達成し、登録員の4割が女性支援者として体制を構築することができた。 一方で、保健所圏域ごとの登録人数に差があるため、実動人員の確保に向けてバランスをとりながら、本部機能の強化や保健医療との連携体制強化につなげていく必要がある。	転職・退職等の動向をみながら、登録員250名の体制を維持し、保健所圏域ごとの実動人員の確保につなげるため、登録研修を継続開催や種別協議会と連携しながら、登録員増加を目指すとともに、女性支援者の登録増につなげる。	目標値見直し (目標達成のため)
7名	B	災害医療コーディネート研修の受講枠が、DWATにも与えられ、医療関係者に、DWATを含む災害時の福祉支援について知っていた機会にもつながり、医療、福祉双方にメリットのある研修となった。 平時からの保健医療福祉連携のため、合同研修や訓練の開催が必要となっている。	災害医療コーディネート研修受講者を年2名ずつ拡大するとともに、保健分野の健康危機管理図上訓練等の受講者も拡大し、災害医療・災害保健分野への知見を有するリーダー層を育成していく。	
2地区	B	県総合防災訓練が縮小となったが、準備を進めてきた地元社協、地域内DWATとともに、訓練を実施することができ、県内のモデルケースとしてスタートできたが、市町村社協へのDWATのさらなる周知の機会を増やすことが必要となっている。	県総合防災訓練をさらに有意義な訓練とし、次年度以降も年1回・1地域ごとに拡大を図っていくとともに、災害VC関係研修等の機会にもDWATの普及・啓発の機会を増やしていく。	
高齢者:11回 障害者:11回 子ども・女性:9回	B	チーム員主体の熱心な協議を積み重ねることで、チーム員の資質向上につながっただけでなく、群馬県避難ビジョンの推進において、避難所運営ガイドライン作成の一翼を担うことができた。 一方で、研究会の成果をチーム全体に浸透させていくことが必要となっている。	各種訓練等での避難所における要配慮者への関わり方等、より実践的な機会、場づくりを行う。	目標値見直し (2025年度目標値の8割以上前進したため)
9圏域	B	保健福祉事務所を核に、管内市町村、市町村社協、DWAT登録員の連携の機会を設けることにつながり、地域防災力の向上につながった。 残りの3保健所圏域での体制整備を進めていくことが必要となっている。	保健所・保健福祉事務所との連携を強化しながら、毎年度、継続して積み重ね、市町村への保健・医療・福祉支援について、普及・啓発を行う。	
市町村社協33 関係機関45 合計:78団体	A	・市町村社協、関係機関と合わせて78団体に拡大することができた。 ・一方で、全市町村社協の参画や新たに協定締結を行った団体等からの参画を呼びかけていくことが必要となっている。	・今後も運営研修を検討しているが、専門的な内容のため、参加者が偏らないように対象・内容を変更して研修等の複数開催も進めていく。 ・研修の参加者を増やすためにも引き続き、丁寧な説明と周知の強化を行う。	
22か所	A	・市町村社協への情報提供や支援を行うことで実績につなげることができており、協定の締結は概ね順調に進んでいる。 ・災害救助法との兼ね合いもあり、順調に進んでいる一方で、本県で大きな災害が起こっていないこともあり、行政との協定締結への動きがない市町村があるため、情報やメリットを丁寧に伝えていく必要がある。	・未締結である社協に対して、協定の必要性の説明と、情報提供・支援を継続していく。 ・協定締結に向けて検討が進んでいない市町村については、他市町村の状況や協定締結のメリット等を丁寧に説明していく。	目標値見直し (目標達成のため)
8地区	A	・協定の締結は概ね順調に進んでいる。 ・青年会議所の担当者が単年で交代してしまうことから、交代後の対応を検討する必要がある。 ・未締結の市町村青年会議所(LOM)への働きかけとして、青年会議所の研修等への参加を直接促す必要がある。	・市町村社協には協定の必要性の説明、情報提供等の支援を継続していく。 ・担当者の変更後も県青年会議所と連携し、市町村青年会議所(LOM)への締結に向けた働きかけを行う。 ・青年会議所との協定のメリットが社協では分かりやすい一方で、青年会議所にとってはメリットが見えにくいという状況であるため、今後は青年会議所に対してそのメリットや事例等を説明し、理解を得られるようアプローチの方法を変えて進めていく。	
2か所	B	県総合防災訓練が延期となったが、BCP初動訓練の中で、安中社協と、地域内DWATとともに、訓練を実施することができた。	県内での連携事例を増やし、他市町村への普及を進めることが必要である。また、県社協内部での調整も継続していく。	

No	基本 目標	推進 項目	具体的な アクション	項目	策定時 (2020年度) の現状	2025年度 目標値	目標値設定の考え方	2022年 目標値
					数値	数値		(2025年 目標値の4割)
49		Ⅱ 災害ボランティア活動への支援	(2) 災害ボランティアセンターの運営支援	市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援（市町村災害ボランティアセンター設置・運営訓練実施か所）	市:12か所 町村:1か所 (累計)	市:12か所 町村:6か所	（市）群馬県総合防災訓練による年1回の訓練の継続実施（町村）年1回の設置・運営訓練の実施	15か所
50				市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成支援	15か所	35か所	全ての市町村社協で設置・運営マニュアルを作成	23か所
51				市町村社協BCP策定支援	10か所	35か所	全ての市町村社協でBCPを策定	20か所
52				地域における避難行動要支援者見守り推進事業の推進	2021年度 開始	6か所	県内6市町村で事業を推進（2か年×3か所）	3か所
53	Ⅲ 災害福祉支援体制の強化	Ⅲ 新型コロナウイルス等の感染症に対応した体制の整備	(1) 感染症発生時の社会福祉施設への支援	感染症対策モデルBCP策定支援	3法人	10法人	県内10法人にてモデルを策定	6法人
54				応援職員の追加募集によるマンパワーの確保	高齢156 事業所 障害 85 事業所	高齢200 事業所 障害100 事業所	応援派遣の派遣が可能な事業所を拡大（高齢者施設:約30%増、障害者施設:約20%増）	265事業所
55				応援職員の専門性向上のための研修会の実施	高齢:3回 障害:2回	高齢:10回 障害:10回	応援職員の資質向上を図るため、年1回以上の研修を継続して実施	11回
56				応援派遣を想定した図上訓練の実施	2021年度 開始	5地区	年1回、地区持ち回り訓練を開催し、5地区で実施	2地区
57			(2) 感染症予防に向けた取組の強化	コロナ禍での避難所運営研修の実施	2021年度 開始	12圏域	県内の12保健所圏域全てにおいて実施	5圏域
58				コロナ禍での災害ボランティアセンターの設置・運営研修（市町村災害ボランティアセンター設置・運営訓練）	2021年度 開始	5か所	県総合防災訓練と併用し、年1回の訓練を実施	2か所
59				ICT(SNSやオンライン)を活用した情報共有会議の実施	2021年度 開始	5か所	県総合防災訓練と併用し、年1回の訓練を実施	2か所

2022 年度実績		実績に対する評価・課題	目標達成に向けた今後の取組	中間見直しに伴う対応 (目標値見直し等)
実績数値	4段階評価 ※(策定時との比較)			
市:12か所 町村:2か所 (累計)	C	- 新型コロナウイルス感染症の影響により、訓練が中止となる市町村が多く、コロナ禍での訓練体制の構築が課題である。 - 新型コロナウイルスの5類への移行されたこともあり、運営体制の再検討が必要となる。	- 市町村行政と社協との協定締結の支援を行うとともに、他市町村社協への訓練の参加機会を増やすことで、市町村での実施イメージを持ってもらえるよう働きかける。 - 市町村社協から行政への働きかけを継続して行ってもらおう。 5類移行後での運営体制についても引き続き情報提供等を行っていく。	
18か所	C	- マニュアルの作成を増やすことができず不十分であった。 - 災害VC設置訓練を実施していない社協ではマニュアルの策定が進んでいないことから、訓練実施と並行して作成を進める必要がある。	- 他市町村社協の訓練参加機会の創出や、マニュアルの情報提供をとおして未作成社協での取り組みを進めていく。 - 策定済みである市町村社協に協力を仰ぎ、事例発表と情報提供を通じて作成を促していく。 - 県災害VCマニュアルのブラッシュアップを行い、市町村社協へ情報提供を行うことで、県社協と市町村社協の災害時の連携体制整備につなげていく。	
15か所	C	- 個別対応を行った市町村社協もあり、密に連携をとり作成支援を行うことができた。 - 研修会により、介護報酬改定等にかかる市町村社協の事業所・施設のBCP策定の義務化に関する周知を行っているが、さらなる周知と支援が必要である。	継続した研修会の開催、情報提供を行うとともに、市町村社協ごとの課題と照らし、個別支援を行うことで策定を支援していく。	
3か所	B	- 避難行動要支援者見守り推進事業（助成事業）をとおして市町村社協の支援を行った。 - 行政が進める個別避難計画との連携においては、特に市部において、被災リスクのある地域をモデルに検討を進めていくことも必要となっている。	- 指定社協と市町村行政との連携の推進と、他市町村社協への活動の普及・啓発を図る。 - 県健康福祉課、県危機管理課、保健所・保健福祉事務所等と連携し、市町村行政への働きかけ、体制整備につなげていく。	
8法人	B	8法人でモデルを策定できたが、ソーニングや導線確保、応援職員の活用の方等、オンラインでもサポートが可能であるため、県内にその取り組みが波及するように次の展開を考える必要がある。	種別協議会とも連携して、モデルを拡大していけるような研修会等にも取り組んでいく。	
高齢158事業所 障害90事業所	C	数値的には今年度目標に届いていないが、事業に関する関心が高まり、問い合わせをいただく事業所等も増えてきている。 また、種別によっては感染対策が徹底できていないため、県担当課と協力し、改めて周知・徹底を図っていく必要がある。	- 応援登録事業所への研修の継続実施と合わせて、県介護高齢課、県障害政策課と連携し、登録事業所及び登録人数を拡大する。 - また、様々な感染症や災害時の応援体制整備を意識して応援・受援体制整備を働きかけていく。	
高齢:5回 障害:8回	B	動画研修を含め、登録事業所の感染対策強化の機会を増やすことができた。 一方で、感染症対応版BCPの策定や発症時の対応訓練等の体制整備が必要となっている。	感染症発症時のBCP策定、また訓練等の取り組みとリンクしていけるよう、2023年度からの研修内容を見直し取り組んでいく。	
2地区	B	ソーニング、導線確保、応援職員の活用の方等、オンラインでもサポートが可能であるため、警戒度が高い中でも、福祉施設の感染対策の強化につなげていくことができた。	感染症対策のBCP策定事業所を拡大しながら、モデルとなる事業所を核に、オンラインを活用した訓練等を行っていく。	
7圏域	B	保健福祉事務所を核に、管内市町村、市町村社協、DWAT登録員の連携の機会を設けることにつながり、地域防災力の向上につながった。 研修会未実施の圏域との体制整備を進めるため、保健福祉事務所との連携強化の必要がある。	今年度、実施を延期した地域を含め、毎年度2地域ずつ、積み重ねていく。	項目記載内容見直し （「コロナ禍での」⇒「感染症に対応した」）
2か所	B	- 前橋社協への支援をとおして、行政との協定の締結やマニュアルの更新、訓練での連携といった体制をつくることができた。 - 訓練実施市町村社協でのコロナ禍を想定した訓練の体制づくりを進める必要がある。	- 感染症に配慮した訓練の実施に向けた協力・支援、情報提供等を行っていく。 - 他社協での訓練事例を共有し、感染症に配慮した運営体制の構築の支援を行う。	
2か所	B	- 前橋社協ではフェイスブックや、Googleフォームを用いた事前受付の取り組みを実施することができた。 - 県総合防災訓練が縮小開催となったため、次年度の開催市と連携しての運用を検討する必要がある。	災害VC設置訓練実施社協でのICTの活用を進めるために、ICTの運用方法、ツールの紹介を進め、体制整備につなげていく。	

No	基本 目標	推進 項目	具体的な アクション	項目	策定時 (2020年度) の現状	2025年度 目標値	目標値設定の考え方	2022年 目標値
					数値	数値		(2025年 目標値の4割)
60	IV 県社協の組織基盤の強化	1 組織体制の強化	(1) 人材育成の強化	社会福祉士資格取得割合	39.3% (13名/33名中)	70%以上 (24名)	11名増、取得率70%以上	54.5% (18名)
61				自己啓発助成制度の活用	3件 (2016～2020年度)	10件	助成制度の内容拡充により毎年2件、5年で10件	6件
62				人事評価制度の導入	試行的に実施	2023年度から本格導入	2023年度から本格導入	実施
63			(2) 働き方改革の推進	衛生委員会等の機能充実	12回	24回	衛生委員会及び産業医による巡視・相談回数を合わせて24回	17回
64				職員の年間平均有給休暇の取得数	9.6日 (49.6%)	14日 (70%)	職員平均年間取得を14日とし、付与日数に占める取得率70%	11.6日
65				職員一人あたりの年間平均時間外勤務時間数	101時間 (2017～2020年度平均)	75時間	過去4年間の平均時間外数101時間の25%削減	90時間
66				職員一人あたりのテレワーク目標日数	2021年度開始	週2日	情報通信基盤、勤怠管理、コミュニケーション等を考慮し週2日	週1日
67				男性職員の育児休業等取得率	0% (2018～2020年度)	50% (2021～2025年度)	男性職員の育児休業等取得率50% (育児休業・育児短時間勤務・部分休業)	20%
68				男性職員の産休5日以上の取得	0% (2018～2020年度)	100% (2021～2025年度)	男性職員の産休5日以上取得率100% (配偶者出産休暇・育児参加休暇)	40%
69			(3) 情報発信の強化	ホームページの年間閲覧数	170,104件	187,000件	2020年度の閲覧数の10%増	176,863件
70				多様な広報媒体の活用	媒体数3件 ・福祉ぐんま(機関誌) ・ホームページ ・YouTube	媒体数6件 運用ルール の策定 (2023年度中)	プロジェクトチームの編成によりSNSユーザーに合ったLINE、Facebook等の広報媒体数を増設	5件
71		2 経営基盤の強化	(1) 財政基盤の強化と既存事業の見直し	会員数	5,405か所	5,448か所	43か所の増	5,423か所
72				特別賛助会員数	1か所	11か所	民間企業等に働きかけ毎年2か所の増	5か所
73				バナー広告	1か所	11か所	民間企業等に働きかけ毎年2か所の増	5か所
74				封筒広告	2021年度開始	5か所	民間企業等に働きかけ毎年1か所の増	2か所

2022 年度実績		実績に対する評価・課題	目標達成に向けた今後の取組	中間見直しに伴う対応 (目標値見直し等)
実績数値	4段階評価 ※(策定時との比較)			
36.4% (12名/33名)	D	・資格未取得の職員に対して、資格取得助成事業の周知が不十分であった。 ・資格取得に係る費用負担が課題である。	・資格未取得の職員に向けて意識啓発を促し、資格取得助成事業の周知を行う。 ・資格取得の障壁となっている費用負担に対して、他県状況を調査する。	
8件	B	業務に活用できる知識や情報収集に向け制度が活用された。 利用増に向けて職員へ一層の周知が必要。	引き続き、職員への周知と、自己啓発を希望する職員に対して利用しやすい仕組みづくりを進める。	
実施	A	説明会の開催後、12月勤勉手当に反映した。評価が給与に反映されることで職員の意識改革を促すことができた。	継続して職員及び管理職の理解を深めるための勉強会の開催や、評価基準のブラッシュアップをしていく。	
衛生委員会 11回 個別相談 7回 計18回	B	産業医の協力のもと、衛生委員会、個別相談を実施することができた。	衛生委員会、個別相談がより機能するよう、産業医と連携を図り職員に周知する。また、衛生管理者だけでなく産業医による巡視も定期的に行う。	
平均取得 日数 13.4日	B	年末年始、夏季休暇とあわせた有給取得など周知を行った。取得状況は偏りが生じている状況にある。	業務の年間計画を定め、計画的に有給休暇が取得できる環境を整える。引き続き年末年始など連続して有給休暇を取りやすい環境を整える。	
平均122 時間	D	・コロナ特例貸付実施に伴い大幅に増えた時間外も減少傾向にあるが、目標達成には職員の意識改革も含めた取り組みが必要である。 ・特定の職員に時間外が偏る傾向がある。	・職員のコスト意識を持たせる効率的な業務の仕方等時間外削減につながる研修を実施する。 ・各課の業務バランスなども踏まえ、事務分掌の見直しを適宜実施する。 ・ノー残業デーを徹底する。	
週0.08日	C	テレワークの環境が整い、テレワークで可能な業務と職場でしかできない業務の切り分けなど、働き方の意識改革につながった。コロナ収束に伴いテレワーク実施日数が減少した。	定期的にテレワークが行われるよう職場の意識改革を進める。 また、ワークライフバランスの観点からも積極的にテレワークを行う。	
66% 対象者3名 の内2名 取得	A	男性も育児休業等を取得できる環境になりつつある。出産・子育て、介護など職員が休業をしたときの体制を整備する必要がある。	希望する男性職員が取得できるよう引き続き環境整備に努める。育児休業等を取得しても組織的に業務ができる体制を常に意識して取り組む。	目標値 見直し (目標達成のため)
対象者なし	—	2022年度に対象者はいなかったが、対象職員の産休取得時において他職員の業務負担が懸念される。	職員の産休取得できるよう短期間の職員雇用や計画的な職員採用を実施する。	
214,531件	A	2020年度と比較し4万件以上閲覧数が増えており、中でも生活福祉資金や研修に関する記事の閲覧数が増えた。	閲覧数の目標達成だけでなく、ホームページのコンテンツの充実やタイムリーな情報発信が行えるよう、ホームページを刷新する。	目標値 見直し (目標達成のため)
広報媒体4件 ・福祉ぐんま ・ホームページ ・YouTube ・LINE	C	情報発信ツールとして、LINEを活用を始めた。効果的な情報発信を行っていくため、SNSツールを活用する必要がある。	引き続き有効な広報ツールを活用していく。Facebookについては、他県・市町村社協の運用を参考にして運用する。	
5,447か所	B	・民生委員会員の増加に伴い会員数は増加した。施設会員はコロナの影響により事業所の閉鎖等もあり減少傾向にある。 ・入会促進に向けた取組ができていなかったところがある。	・種別協議会と連携して本会に未入会施設に対し積極的に働きかけを行う。 ・本会事業のPRをしながら入会促進を行う。	目標値 見直し (2025年度 目標値の8 割以上前進 したため)
10か所	B	パンナー広告・封筒広告について、特別賛助会員を優遇することで、会員数が増加した。	引き続き、民間企業等へ働きかけを続け、本会広報誌への掲載等を行う。	
6か所	B	ホームページに要綱を掲載して募集をしたところ6か所の広告が集まった。	ホームページ閲覧数の増加も視野に入れながら獲得に向けて取り組む。	目標値 見直し
5か所	A	要綱制定、募集を行ったところ5か所の広告が集まった。	封筒広告の件数を維持しつつ、パンナー広告掲載企業を増やしていけるよう、PR活動を強化していく。	

No	基本 目標	推進 項目	具体的な アクション	項目	策定時 (2020年度) の現状	2025年度 目標値	目標値設定の考え方	2022年 目標値
					数値	数値		(2025年 目標値の4割)
75	Ⅳ 県社協の組織基盤の強化	2 経営基盤の強化	(2) ガバナンスの強化	会計専門家による外部検査の継続実施	4回	4回	四半期ごとに継続実施	4回
76				全社協経理研修	(中級) 7名 (21.2%) (初級) 21名 (63.6%) (累計)	(中級) 17名 (51.5%) (初級) 33名 (100.0%)	中級受講者を51.5%、初級受講者を100%	(中級) 11名 (33.3%) (入門・初級) 26名 (78.8%)
77			(3) 関係団体との連携強化	市町村社協部会	2回	2回	各部会における協議を2回以上実施	2回
78				民生委員児童委員部会	群馬県民生委員児童委員協議会として活動		各部会における協議を2回以上実施	2回
79				経営者部会	群馬県社会福祉法人経営者協議会として活動		各部会における協議を2回以上実施	2回
80				障害福祉部会	2回	2回	各部会における協議を2回以上実施	2回
81				高齢福祉部会	0回	2回	各部会における協議を2回以上実施	1回
82				子ども福祉部会	2回	2回	各部会における協議を2回以上実施	2回
83				ボランティア・市民活動部会	0回	2回	各部会における協議を2回以上実施	1回
84				更生保護部会	群馬県保護司会連合会として活動		各部会における協議を2回以上実施	2回
85				部会を横断した連携や協議	1回	1回	部会横断による協議の場の設置を継続	1回

※4段階評価基準 A：達成、B：前進、C：横ばい、D：後退

A	数値が目標値を達成した。
B	目標値を達成していないが、策定時より数値が前進した。
C	策定時と数値がほぼ横ばい。
D	策定時より数値が後退した。

※単年度ごとによる評価（2022年度の目標値は2025年度の目標値の4割数値とする。）

2022 年度実績		実績に対する評価・課題	目標達成に向けた今後の取組	中間見直しに伴う対応 (目標値見直し等)
実績数値	4段階評価 ※(策定時との比較)			
4回	A	会計処理は適正に行われているとの評価を得た。	年間スケジュールとして組み込み、時期を変えず、四半期ごとに外部検査が実施する。 特例貸付、本則貸付、修学資金の貸付の点検を重点的に行う。 予算執行状況、内部管理体制なども重点的に点検する。	
(中級) 9名 (27.3%) (入門・初級) 24名 (72.7%) (累計)	C	研修を受講することにより、会計処理の知識が増え、ガバナンスの強化に繋がった。 目標人数達成には受講計画の大幅な見直しが必要である。	研修受講者を大幅に増やし、研修終了者を増やすことで、会計に関する知識・意識を高めガバナンス強化に繋げる。	
2回	A	市町村社協の会長間による情報共有・意見交換の場を設けることができた。	部会・分科会を構成している種別協議会に対し、継続的な支援を実施していく。	
8回	A	研修会の開催や広報活動を通じて、民生委員児童委員の資質向上や民生委員児童委員の認知度向上につなげることができた。	引き続き県民生委員児童委員協議会として期待に応えられるよう、関係機関と連携しながら、民生委員・児童委員の活動を支援していく。	
6回	A	研修会の開催や広報活動を通じて、福祉人材確保や災害時の支援など、各種業務の取り組みに資することができた。	引き続き社会福祉法人に対する期待に応えられるよう、会員法人と連携しながら、社会福祉法人の取り組みを強化していく。	
4回	A	各種別協議会間による情報共有・意見交換の場を設けることができた。 県との情報交換会を出来るだけ早い時期にする。	部会・分科会を構成している種別協議会に対し、継続的な支援を実施していく。	
0回	C	実施方法や内容について、構成団体との協議を行う必要がある。	部会・分科会を構成している種別協議会に対し、継続的な支援を実施していく。	
2回	A	各種別協議会間による情報共有・意見交換の場を設けることができた。	部会・分科会を構成している種別協議会に対し、継続的な支援を実施していく。	
0回	C	実施方法や内容について、構成団体との協議を行う必要がある。	部会・分科会を構成している種別協議会に対し、継続的な支援を実施していく。	
17回	A	・研修会の開催や広報活動を通じて、保護司として各種業務の取り組みに資することができた。 ・ただし、保護司数は、高齢化が進み、急激な定数割れの状況が懸念される。	・“社会を明るくする運動”を基本事業として第二次再犯防止推進計画に基づき、関係機関と連携しながら安全・安心な地域社会を構築する。 ・また、様々な要因で減少している保護司数の定数確保を広報冊子などの作成を行い改善推進していく。	
1回	A	予算要望及び施策提言をとりまとめ、県関係部局へ説明の上、提出した。	部会・分科会及び各種別協議会間による情報共有・意見交換の場を設け、分野を横断したネットワークを構築する。	

第2節 第3期 群馬県社会福祉協議会 活動推進計画(新) 目標値一覧

No	基本目標	推進項目	具体的なアクション	項目	策定時 (2020年度) の現状	目標値 (2025年度末)	目標値設定の考え方	見直し内容
1	I 包括的な支援体制の構築	1 地域における総合的な支援をい活動の創出	(1) 市町村圏域における包括的支援体制の構築	地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定	31か所	35か所	全市町村での策定	
2				包括的な支援体制の構築における市町村社協の取組	2023年度開始	14か所	群馬県福祉プランの数値目標と同一	新規項目
3			(2) ボランティア・市民活動と福祉教育の推進	住民による社会参加の場(ふれあい・いきいきサロン等)	2,487か所	3,000か所	直近5年間の増加率の約2倍	
4				企業等SDGs活動支援センターへの企業等登録件数	2023年度開始	32団体	県産業政策課が選定している「SDGsビジネスプラクティス」選定企業のうち地域貢献/地域共創型ビジネス企業数	新規項目
5		2 市町村における総合的な相談支援体制の強化	(1) 権利擁護体制の構築	中核機関設置市町村数	2023年度開始	35市町村(2024年度中)	群馬県福祉プランの数値目標と同一	
6				法人後見事業実施社協数	3か所	15か所	2021年度当初実施予定の5か所とあわせて年間2か所で実施	
7			(2) 生活困窮者等への支援	支援プラン策定件数	29件	166件	2022年度の策定件数を基準とし、毎年度1.2を乗じた件数	目標値見直し
8				就労支援プラン対象者のうち就労・増収者数の割合	2023年度開始	75%	国が設定するKPIの目安値と同一	新規項目
9				ひきこもりオンラインサロンへの当事者および家族の参加者数	2023年度開始	50名	県実施の「ひきこもりに関する実態調査」にて把握した支援を受けていないひきこもり状態の方の人数の10%(当事者及び親)	
10				総合支援資金貸付件数	9件	14件	新型コロナウイルス感染症特例貸付終了後の貸付件数の増加を見込んで、2020年度の1.5倍増	
11			(3) 社会福祉法人等の連携強化	現況報告書の「地域における公益的な取組」記載率(A層)	72.6%	100%	5年後には全ての法人で公益的な取組を実施し、現況報告書へ記載	
12				社会福祉法人等連絡会の設置(B層)	11か所	35か所	全市町村で設置(広域での設置を含む)	
13				群馬県ふくし総合相談支援事業加入法人(C層)	183法人	250法人	誰もが身近なところで相談が可能となるように全法人の50%が加入	
14				なんでも福祉相談員数(C層)	360名	500名	いつでも相談に応じられるよう、各参加法人2名以上の相談員を配置	
15				第三者評価事業評価機関数	3か所	8か所	安定的な評価実施のため年1か所ずつ増加	
16				第三者評価事業年間受審施設数	2か所	16か所	1評価機関につき年2か所の評価実施	
17				「ブレ評価」年間受審施設数	2023年度開始	36か所	1評価機関につき年4か所(本評価受審施設数の2倍)の評価実施	新規項目
18	II 福祉人材の確保・育成・定着	1 福祉人材の確保に向けた取組の強化	(1) 福祉人材の確保に向けた取組の推進	就職者数	187名	300名	現状の就職者数の60%増	
19				新規求職者数	1,501名	2,350名	過去4年間は毎年、求職相談数の50%が新規求職登録していることから求職相談目標値4,700名の50%として算出	
20				求職相談数	3,916件	4,674件	求職相談数の過去4年間の平均値3,595件に対して30%増	

No	基本 目標	推進 項目	具体的な アクション	項目	策定時 (2020年度) の現状	目標値 (2025年度末)	目標値設定の考え方	見直し内容
21	Ⅱ 福祉人材の確保・育成・定着	1 福祉人材の確保に向けた取組の強化	(1) 福祉人材の確保に向けた取組の推進	介護福祉士登録数	331名	497名	現状の登録者の50%増	
22				保育士登録数	22名	388名	群馬県「潜在保育士等調査」(2020年2月)における無職の保育士数970名の40%として算出	
23				保育士就職数	2023年度 開始	150名※ ※2023年度 からの累計数	県との委託契約(50件/年)の3年分	新規項目
24				福祉の仕事相談会参加者数	269名	404名	現状の参加者数の50%増	
25				LINE登録者数	2021年度 開始	1,500名	年間300名の増加。5年で1,500名	目標値 見直し
26				介護福祉士修学資金貸付事業	101名	144名	県内養成校9校定員480名の30%が利用	
27				介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業	64名	82名	2020年度実績数の年5%増	
28				離職した介護人材の再就職準備金貸付事業	31名	78名	2020年度実績数の年20%増	
29				介護分野就職支援金貸付事業	2021年度 開始	85名	2021年度貸付予定数58名の年10%増	
30				障害福祉分野就職支援金貸付事業	2021年度 開始	17名	2021年度貸付予定数11名の年10%増	
31				保育士修学資金貸付事業	43名 (2019年度)	140名	県内養成校10校定員1,405名の10%が利用	
32				潜在保育士就職準備金貸付事業	9名	61名	県「潜在保育士等調査」(2020年2月)において「今後、保育園で働きたい」と回答した301名の20%の利用	
33		2 福祉人材の育成・定着に向けた取組の強化	(1) 福祉人材の育成・定着に向けた取組の推進	福祉従事者向け研修参加者数	950名	1,200名	現状の参加者数の25%増(階層別研修、資質向上のための各種研修会の実施。県委託研修は除く)	目標値 見直し
34				ソウエルクラブ加入法人数	103法人	123法人	年間4法人入会	
35	Ⅲ 災害福祉支援体制の強化	1 災害に備えた体制の整備	(1) 災害福祉支援ネットワークの機能強化	「災害時の相互応援に関する基本協定」に基づく図上訓練の継続実施	5地区	10地区	年1回、地区持ち回り訓練を継続し、新たに5地区で実施	
36				モデルBCP策定検討会の継続実施	3法人	20法人	県内20法人にてモデルBCPを策定	
37				BCP策定アドバイザーの派遣事業にかかるアドバイザー養成	2021年度 開始	20名	モデルBCPを策定した法人に各1名のアドバイザーを養成	
38				モデル福祉避難所立ち上げ訓練の計画・実施	2021年度 開始	5か所	県総合防災訓練と併用し、年1回の立ち上げ訓練を実施	
39				市町村を対象とした福祉避難所運営訓練や研修の実施	2圏域	12圏域	県内の12保健所圏域全てにおいて実施	
40			(2) 災害派遣福祉チーム(ぐんまDWAT)の機能強化	保健所圏域単位での保健・医療分野との合同訓練や研修の実施	3圏域	12圏域	県内の12保健所圏域全てにおいて実施	
41				ぐんまDWAT登録者数の確保・維持、質の向上	236名	300名	県内の12保健所圏域に各20名のチーム員配置を目指すとともに、本部員、広域での調整員の配置等により整備	目標値 見直し

No	基本 目標	推進 項目	具体的な アクション	項目	策定時 (2020年度) の現状	目標値 (2025年度末)	目標値設定の考え方	見直し内容
42	Ⅲ 災害福祉支援体制の強化	1 災害に備えた体制の整備	(2) 災害派遣福祉チーム（ぐんまDWAT）の機能強化	災害福祉コーディネーター（仮称）の育成	2021年度開始	12名	県内の12保健所圏域全てに専門スタッフを育成	
43				社協の災害ボランティアセンターと連携した訓練の実施	2021年度開始	5地区	県総合防災訓練と併用し、年1回の連携訓練を実施	
44				ぐんまDWATの専門性向上のための分野別研究会や訓練の実施	高齢者：3回 障害者：3回 子ども・女性：3回	高齢者：15回+訓練1回 障害者：15回+訓練1回 子ども・女性：15回+訓練1回	DWATの資質向上を図るため、年1回以上の研究協議を継続開催し、実行性を高めるための訓練を計画・実施	目標値見直し
45				市町村を対象とした避難所運営訓練や研修の実施	2圏域	12圏域	県内の12保健所圏域全てにおいて実施	
46		2 災害ボランティア活動への支援	(1) 多様な災害ボランティア関係団体との連携	災害支援に関する会議、研修会の参加団体数の増加（多様な関係機関・団体とのネットワークづくり）	市町村社協：27 関係機関：23 合計：50団体	市町村社協：35 関係機関：75 合計：110団体	全市町村社協の参加のほか、毎年10団体の増	目標値見直し
47				市町村行政と市町村社協の協定の締結	8か所	35か所	全ての市町村社協で協定を締結	
48				青年会議所と市町村社協の協定の締結	1地区	12地区	全ての青年会議所にて協定を締結	
49			ぐんまDWATや福祉専門職等との連携した合同訓練の実施	2021年度開始	5か所	県総合防災訓練と併用し、年1回の連携訓練を実施		
50			(2) 災害ボランティアセンターの運営支援	市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援（市町村災害ボランティアセンター設置・運営訓練実施か所）	市：12か所 町村：1か所	市：12か所 町村：6か所	（市）群馬県総合防災訓練による年1回の訓練の継続実施（町村）年1回の設置・運営訓練の実施	
51		市町村災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアルの作成支援		15か所	35か所	全ての市町村社協で設置・運営マニュアルを作成		
52		市町村社協BCP策定支援		10か所	35か所	全ての市町村社協でBCPを策定		
53		地域における避難行動要支援者見守り活動の推進		2021年度開始	6か所	県内6市町村で活動を推進（2か年×3か所）		
54		3 新型コロナウイルス等の感染症に対応した体制の整備	(1) 感染症発生時の社会福祉施設への支援	感染症対策モデルBCP策定支援	3法人	10法人	県内10法人にてモデルを策定	
55	応援職員の追加募集によるマンパワーの確保			高齢156事業所 障害85事業所	高齢200事業所 障害100事業所	応援派遣の派遣が可能な事業所を拡大（高齢者施設：約30％増、障害者施設：約20％増）		
56	応援職員の専門性向上のための研修会の実施			高齢：3回 障害：2回	高齢：10回 障害：10回	応援職員の資質向上を図るため、年1回以上の研修を継続して実施		
57	応援派遣を想定した図上訓練の実施			2021年度開始	5地区	年1回、地区持ち回り訓練を開催し、5地区で実施		
58	(2) 感染症予防に向けた取組の強化		感染症に対応した避難所運営研修の実施	2021年度開始	12圏域	県内の12保健所圏域全てにおいて実施	項目記載内容見直し	
59			感染症に対応した災害ボランティアセンターの設置・運営研修（市町村災害ボランティアセンター設置・運営訓練）	2021年度開始	5か所	県総合防災訓練と併用し、年1回の訓練を実施		

No	基本 目標	推進 項目	具体的な アクション	項目	策定時 (2020年度) の現状	目標値 (2025年度末)	目標値設定の考え方	見直し内容
60	IV 県社協の組織基盤の強化	1 組織体制の強化	(1) 人材育成の強化	ICT(SNSやオンライン)を活用した情報共有会議の実施	2021年度開始	5か所	県総合防災訓練と併用し、年1回の訓練を実施	
61				社会福祉士資格取得割合	39.3% (13名)	70%以上 (23名)	11名増、取得率70%以上	
62				自己啓発助成制度の活用	3件 (2016～2020年度)	10件	助成制度の内容拡充により毎年2件、5年で10件	
63				人事評価制度の導入	試行的に実施	2023年度から本格導入	2023年度から本格導入	
64			(2) 働き方改革の推進	衛生委員会等の機能充実	12回	24回	衛生委員会及び産業医による巡視・相談回数を合わせて24回	
65				職員の年間平均有給休暇の取得数	9.6日 (49.6%)	14日 (70%)	職員平均年間取得を14日とし、付与日数に占める取得率70%	
66				職員一人あたりの年間平均時間外勤務時間数	101時間 (2017～2020年度平均)	75時間	過去4年間の平均時間外数101時間の25%削減	
67				職員一人あたりのテレワーク目標日数	2021年度開始	週2日	情報通信基盤、勤怠管理、コミュニケーション等を考慮し週2日	
68				男性職員の育児休業等取得率	0% (2018～2020年度)	100% (対象者は全て取得)	男性職員の育児休業等取得率100% (育児休業・育児短時間勤務・部分休業)	目標値見直し
69				男性職員の産休5日以上取得	0% (2018～2020年度)	100% (2021～2025年度)	男性職員の産休5日以上取得率100% (配偶者出産休暇・育児参加休暇)	
70			(3) 情報発信の強化	ホームページの年間閲覧数	(2017年度) 103,735件 (2018年度) 93,155件 (2019年度) 120,475件 (2020年度) 170,104件	236,000件	2022年度実績の10%増	目標値見直し
71				多様な広報媒体の活用	媒体数 3個 ・福祉ぐんま(機関誌) ・ホームページ ・YouTube	媒体数6個 運用ルール の策定 (2023年度中)	プロジェクトチームの編成によりSNSユーザーに合ったLINE、Facebook等の広報媒体数を増設	
72		2 経営基盤の強化	(1) 財政基盤の強化と既存事業の見直し	会員数	5,405か所 ①児童福祉施設の入会(410か所/631か所) ②高齢福祉施設の入会(222か所/270か所) ③障害福祉施設の入会(53か所/59か所)	5,505か所	毎年20か所の増	目標値見直し
73				特別賛助会員数	1か所	21か所	毎年4か所の増	
74				バナー広告	1か所	15か所	民間企業等に働きかけ毎年3か所の増	
75				封筒広告	2021年度開始	5か所	民間企業等に働きかけ毎年1か所の増	
76			(2) ガバナンスの強化	会計専門家による外部検査の継続実施	4回	4回	四半期ごとに継続実施	

No	基本 目標	推進 項目	具体的な アクション	項目	策定時 (2020年度) の現状	目標値 (2025年度末)	目標値設定の考え方	見直し内容
77	Ⅳ 県社協の組織基盤の強化	2 経営基盤の強化	(2) ガバナンスの強化	全社協経理研修	(中級) 7名 (21.9%) (初級) 21名 (65.6%)	(中級) 17名 (53.1%) (初級) 32名 (100.0%)	中級受講者を53.1%、初級受講者を100%	
78			(3) 関係団体との連携強化	市町村社協部会	2回	2回	各部会における協議を2回以上実施 部会横断による協議の場の設置を継続	
79				民生委員児童委員部会	群馬県民生委員児童委員協議会として活動			
80				経営者部会	群馬県社会福祉法人経営者協議会として活動			
81				障害福祉部会	2回	2回		
82				高齢福祉部会	0回	2回		
83				子ども福祉部会	2回	2回		
84				ボランティア・市民活動部会	0回	2回		
85				更生保護部会	群馬県保護司会連合会として活動			
86				部会を横断した連携や協議	1回	1回		

參考資料

群馬県社会福祉協議会活動推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会・経済状況の変化に伴い、社会福祉を取り巻く環境が激変する中、地域社会における福祉課題の多様化・複雑化が進んでいる。こうした中、群馬県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）として新たな福祉ニーズへの確に対応し、これからの果たすべき役割や方向性を明確にするとともに、評価・検討するため、群馬県社会福祉協議会活動推進計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(組織及び任期)

第2条 委員会は、委員13名以内で組織し、委員は、次に掲げる者の中から群馬県社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 県社協部会
- (3) 関係団体
- (4) 行政関係者

2 委員の任期は、委員会の目的達成までとする。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の選出等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、書面等によりあらかじめ意見が提出された場合は出席とみなす。

3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を要請し、助言を求めることができる。

(作業部会)

第5条 委員会は、その目的を達成するため作業部会を設置することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、本会総務企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月5日から施行する。

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この改正要綱は、令和2年11月2日から施行する。

この改正要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第3期 群馬県社会福祉協議会活動推進計画中間見直し 策定委員会 委員名簿

(敬称略)

No.	選出区分	所属機関・団体の役職名	氏 名	備 考
1	学識経験者	元高崎健康福祉大学 健康福祉学部 准教授	戸 澤 由美恵	委員長
2		上毛新聞社 取締役営業局長	清 水 直 樹	
3	市町村社協部会	元群馬県市町村社会福祉協議会 会長 (元婦恋村社会福祉協議会 会長)	下 谷 博	副委員長
4	民生委員・ 児童委員部会	群馬県民生委員児童委員協議会 会長 (高崎市民生委員児童委員協議会 会長)	大 谷 良 成	
5	経営者部会	群馬県社会福祉法人経営者協議会 常務理事 (恵の園 理事長)	山 田 雅 人	
6	障害福祉部会	群馬県知的障害者福祉協会 会長 (障害福祉サービス事業所らいず 施設長)	中 島 穰	
7	高齢福祉部会	群馬県老人福祉施設協議会 会長 (特別養護老人ホームハーモニー広沢 施設長)	古 谷 忠 之	
8	子ども福祉部会	群馬県児童養護施設連絡協議会 会長 (児童養護施設こはるび 施設長)	峰 岸 嘉 尚	
9	ボランティア・ 市民活動部会	群馬県ボランティア連絡協議会 会長	佐 藤 明 子	
10	更生保護部会	群馬県保護司会連合会 事務局長	中 村 昭 典	
11	行政関係者	群馬県生活こども部生活こども課 課長	服 部 裕	
12	行政関係者	群馬県健康福祉部健康福祉課 地域福祉推進室 室長	米 沢 孝 明	
13	社協職員代表	前橋市社会福祉協議会 事務局長	小 林 英 俊	

第3期 群馬県社会福祉協議会活動推進計画 中間見直し経過

開催日	会議名	内容
2023年 6月5日	第1回 見直し策定委員会	・ 第3期活動推進計画中間見直しについて ・ 第3期活動推進計画の達成状況について
2023年 8月8日	第2回 見直し策定委員会	・ 第3期活動推進計画 目標数値及び達成状況【2022年度実績】について ・ 第3期活動推進計画 実施状況及び評価検証について（中間評価検証） ・ 第3期活動推進計画 項目及び目標数値の変更等について ・ 中間見直し報告書のレイアウト案について
2023年 10月25日	第3回 見直し策定委員会	・ B評価のうち8割達成した目標数値の見直しについて ・ 目標数値及び達成状況【2022年度実績】における表現の見直しについて ・ 第3期活動推進計画中間見直し（最終案）について
2023年 11月30日	県社協会長に答申	・ 第3期活動推進計画中間見直し（案）を答申
2023年 12月11日	県社協理事会	・ 第3期活動推進計画中間見直し（案）について承認
2023年 12月22日	県社協評議員会	・ 第3期活動推進計画中間見直し（案）について承認

令和5年度

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します!



ホームページでも内容を紹介しています
<https://www.fukushihoken.co.jp>



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、
動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
傷害見舞費用			死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 施設の医療事故補償
 - ・ 医務室の医療事故補償
 - ・ 看護職の賠償責任補償
- オプション3 ● 施設の借用不動産賠償事故補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償
- オプション5 ● 施設の感染症対応費用補償
休業補償から各種対応費用までワイドな安心

- ① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
- ② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
- ③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

② 個人情報漏えい対応補償

③ 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 職員の労災上乗せ補償
使用者賠償責任補償
- ② 役員・職員の傷害事故補償
- ③ 役員・職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償



プラン4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03(3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

令和5年度

<https://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料（1名あたり） 団体割引20%適用済／過去の損害率による割増適用

プラン 保険金の種類		基本プラン	天災・地震補償 プラン	特定感染症 重点プラン
ケガの 補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円	
		外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外 ^(*)		初日から補償
	地震・噴火・津波による死傷	×	○	○
賠償責任 の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	550円

商品パンフレットは
コチラから



(ふくしの保険
ホームページ)

*3月末までに契約手続きが完了し、前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 特定感染症重点プランでは中途加入の場合でも補償開始日より特定感染症が補償対象となります。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)